

平成29年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成29年6月20日 午前10時00分 開会
午後 3時45分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 山本英樹	2番 内野悦子
3番 川村優子	4番 西川朗
5番 増田順弘	6番 岡本吉司
7番 朝岡佐一郎	8番 西井覚
9番 藤井本浩	10番 吉村優子
11番 欠員	12番 赤井佐太郎
13番 下村正樹	14番 西川弥三郎
15番 白石栄一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	総合政策企画監兼企画部長	本田知之
企画部理事	岸本俊博	総務部長	安川誠
市民生活部長	松村昇道	市民生活部理事	木村喜哉
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	教育部長	和田正彦
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	下村喜代博

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	山岡晋	書記	吉留瞳

6. 会議録署名議員 4番 西川朗 12番 赤井佐太郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	1 3	下村 正樹	一問一答	ごみ収集について	担当部長
				中学校の自転車通学について	市 長 担当部長
2	3	川村 優子	一問一答	高齢者の居場所づくりについて	担当部長
				学童保育について	担当部長
				米飯給食の意義について	市 長 担当部長
3	1 2	赤井佐太郎	一問一答	空き家対策全般	担当部長
				学校施設全般	市 長 教育長 担当部長
4	2	内野 悦子	一問一答	子どもが元気で安心して過ごせる環境づくり	市 長 担当部長
5	1 0	吉村 優子	一問一答	出張命令簿について	市 長 担当部長
				公用車使用簿について	市 長 担当部長
				職員の「政治的行為の制限」について	市 長 担当部長
				交通安全対策について	市 長 担当部長
6	5	増田 順弘	一問一答	竹内街道日本遺産認定による地域観光の振興について	市 長 担当部長
				市民・団体・大字からの各種要望とその対応策について	市 長 担当部長
7	1	山本 英樹	一問一答	敬老年金について	市 長 担当部長
				教育行政について	市 長 担当部長
8	9	藤井本 浩	一問一答	小中学校エアコンの活用による教育施策について	市 長 教育長 担当部長
				注目する委員会や協議会の進捗について	市 長 教育長 担当部長

9	15	白石 栄一	一問一答	工事請負及び業務委託等の入札・契約 手続きの課題と適正化等について	市長 副市長 担当部長
---	----	-------	------	--------------------------------------	-------------------

開 会 午前10時00分

西井議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月9日の通告期限までに通告されたのは9名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、9名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間については、質疑、答弁を含めて60分といたします。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、13番、下村正樹君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

13番、下村正樹君。

下村議員 皆さん、おはようございます。きょう、あすということで、一番先に一般質問をさせていただきたいと思います。内容というのは、阿古市長も言われてました、日本一より市民第一ということで、私もこの市民第一ということには本当に同感いたしております。そういう観点から、ごみ問題、今年の4月から新クリーンセンターがオープンいたしまして、ごみの収集方法といたしますか、ごみの分別が非常に変わったということで、今まで一般廃棄物基本計画策定委員会で検討されておりましたけども、苦情ではないんですけれども、一般市民の方から私の耳にいろいろ入ってきますので、そういうことを一般質問させていただくということと、続いて、中学校の自転車通学ということ。これは一般質問には出すほどのことでもなかったんですけれども、いろいろ調べているうちに、また学校側へも出向きましたところ、自転車は非常に危険であるということでコミュニティバスを使えないのかという話になってきましたので、一般質問させていただくということで、この2点について一般質問させていただきたいと思います。

詳細については質問席からさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

西井議長 下村君。

下村議員 まず、ごみ問題なんですけれども、これは、葛城市の1万4千幾らかの世帯全てに関連することなんですけれども、先ほど言いましたように、今年4月からごみの分別方法が変わり細分化されています。これは、クリーンセンターのオープンとともに、今まで策定委員会で審議しながら今のやり方の結果が出たということで、何もこれに対してはどうとかいうことはないんですけれども、いざ、やはり4月からごみの分別方法が変わって、一般市民の方が戸惑っておられるというのが現実だと思うんです。だから、私の方にも、私だけではなく、ほかの議員にも恐らく耳に入ってると思うんですけれども、まず、狭い家といたしますか、アパート、マンション、または一戸建てでも非常に狭い家の方だと思うんです。そんな中で私のところに言われたのは、家の中がごみだらけになってしまうと、そういうことで分別が非

常に細かくなってまいりました。例えば、缶と瓶は分けて出してくださいと。容リプラは別で出してくださいと。今まで生ごみとといいますか、一緒に出してたんですけども、そういうことで非常に家の中がごみだらけになるといいますか、古新聞にしてもそうです。古新聞、また雑誌、それからダンボール、雑紙、そういう紙だけでも4種類になっております。そこへペットボトルということで非常に家の中が狭くなっている。そして、小さい子どもさんがおられる家庭では、非常に危険な場合があるということも聞いております。それは何かと申しますと、蛍光灯、電池、古い電球とかはまた別に出してください。これは、別に出すのはいいんですけども、第5水曜日になっていたと思うんです。カレンダーを見ますと、5月の第5水曜日は過ぎましたけども、年内ではあと8月と11月だけだということも、これは一般市民の方から言われてますし、私もカレンダーで調べましたらそういうことになっております。小さいお子さんがおられて、家の中が狭いので家の中が危険であるということも聞きました。そういうこともありますので、今後ごみ問題について、今まで策定委員会でいろいろ検討された結果で今やられていると思うんですけども、今後また担当部署の方で検討の再認識ということで、市民の皆さん方を交えながら、市民の方々の意見を拝聴して変更されていくことがあるのかどうか、まずはそれをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

西井議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。よろしく申し上げます。ただいまの下村議員のご質問でございます。

現在、大量生産、大量消費型による経済社会活動は、大量廃棄の社会を形成し、ごみ問題や天然資源の枯渇への懸念や地球温暖化問題を含めて、社会構造の見直しや環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が求められております。国では循環型社会形成推進基本法、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装リサイクル法など、さまざまな法律が整備されました。葛城市でも新しい一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、市民からの委員の公募を行い、13人の委員により平成27年7月から平成28年2月、6回の委員会を開催し検討を重ね、平成28年3月には、平成28年度を初年度として平成37年度を計画目標とした一般廃棄物処理基本計画を策定しました。委員の構成は、市の職員が9名、環境関係団体代表者1名、市民代表3名、このうち女性の方が1名でございました。この一般廃棄物処理基本計画には過去5年間の生ごみから資源ごみの量の実績を踏まえ、処理収集の現状やごみ処理についても検討がなされております。新しいクリーンセンターの収集方法や体制については、一般廃棄物処理基本計画のごみの適正処理計画によりごみカレンダーの作成をし、分別品目による収集スケジュールは市内を4分割した形となりました。

新庄、當麻のクリーンセンターが1つになり、収集日の変更、ごみの分別方法、品目の統一、缶、瓶を別々に収集、電池や蛍光灯の有害ごみを不燃ごみから別にするなど変更点は多岐にわたっております。

また、ごみ収集がスムーズに行えるよう、変更内容を皆様にお知らせし、ご協力いただけますよう、昨年秋からは各大字の説明会や広報チラシの配布、3月には地区別のごみカレン

ダーを配布いたしました。平成29年4月より、クリーンセンターの稼働には、収集曜日の間違い、品目による収集場所の住民さん、出す側の誤り、収集員や委託業者の場所の勘違いなどさまざまな問題があり、苦情のお電話をいただきながら対応してまいりました。役所の窓口にもごみカレンダーや分別チラシを取りにこられる方がおられましたけれども、5月中頃からはお問い合わせや苦情も減り、おおむね順調に稼働しておるのが現状でございます。

ただいまの下村議員からいただきました、手狭なために蛍光灯、乾電池等が、特に子どもさんなどには危ないというようなご質問でございました。蛍光灯や乾電池には水銀や鉛の有害物質が含まれております。確かに、有害物質が含まれているごみを子どもの手のふれる場所にしか保管できないというのは心配でございます。これにつきましては、市役所やクリーンセンターに持ち込んでいただければ、その都度回収の方をさせていただきますが、蛍光灯や電球については販売店で引き取りを行っておられるところが多く見受けられます。一度販売店にご相談いただき、購入時点でご持参いただいて、購入と同時に回収をお願いするというような方法でご協力いただければと思っております。なお、市役所での回収や販売店での引き取り、こういう方法につきましては今後、広報やホームページでも広く周知の方をしてまいりたいと思っております。

また、5月の第5週に初めて有害ごみの収集を行いました。市内全体で収集した量については2トンという形で、量としては少ないわけでございます。蛍光灯や電球は割れやすいので、収集に時間を要するのが現状でございます。本年度は、あと8月、11月にも有害ごみの予定をしておりますけれども、11月の次の予定は平成30年5月という形で、第5水曜という形を利用すれば、そういう形になっております。間がかなりあきますので、2月に収集するとなるとあいておるのは土曜日しかないという形になりますので、土曜日に臨時の有害ごみ収集を入れることを検討し、今後も収集実績を把握しながら、ごみの適正処理計画の見直しや来年度の収集スケジュールの参考にしていきたいと思っております。

以上でございます。

西井議長 下村君。

下村議員 今、担当部署から説明がありましたとおり、ごみカレンダー、今、私、手元に持っているんですけども、ごみの分け方と出し方というのも全戸に配布されております。ごらんになっている家庭がほとんどだと思うんですけども、ごみの集積場所で勘違いされてると思うんですけども、必ずと言っていいほど何かが残ってるんです。例えば、生ごみの日に収集できないものを出したりということで、これは1カ所だけではなくて、私が車で走ってますとよく見かけるわけでございます。今年4月から実施して、まだ3カ月たたないですから、これは仕方がないことかなとは思ってるんですけども、この件に関しましては市民の方も徐々になれてくるとは思うんです。私が当初心配してたのは、先ほど言いました蛍光灯とか電池の収集日が非常に少ないということで、どこかへ不法投棄といいますか、そういうのがふえるであろうと、こう思っていたんですけども、今の話では、そういう不法投棄は全くふえてないということですね。そこらを私は本当に心配してたんです。山手の方に行って、燃えないごみとかを捨てられるのが多くなるのではないかなと。まだ本当に3カ月なんですけれ

ども、そういうことは今後ないと担当部では見ておられるかどうか、それだけ聞かせてほしいんですけれども。

西井議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 ただいまのご質問の中での不法投棄に関しましては、今、市が収集させていただいております生ごみでありましたり、こういう不燃ごみ等、分別をお願いしているもの以外に、やはり冷蔵庫であったり、洗濯機などが山の中で放られておるという現状がございます。しかしながら、収集日が変わったためにということで、今まで集めていたものが不法投棄されるということとはございません。

以上でございます。

西井議長 下村君。

下村議員 そういった、当初にも申しましたけれども、各家庭でも広い家に住んでおられる方は、かさばっても別に問題はないと思いますが、ただ、本当に私の耳に入ってきたのは、もう置くところがないというような非常に押し迫ったような話し方で私の方に話を持ってこられたというのが現状でございます。本当に小さいお子さんが2人、3人おられまして、非常にごみがかさばって危険であるという意見も聞いております。それと、夏場、これからですけれども、特に子どもさんがおられるところは、飲み物といいますか、その容器、かなりペットボトルの数といいますか量が多くて、家の中でも邪魔になるというようなことも聞いております。

そして、ペットボトルと空き缶、瓶ということで、これは3種類に分けるわけですが、実際、現状は、今申しましたとおり、困っておられる家庭が非常に多いということで、この件に関しまして、先ほども言いましたように検討課題としていただきたい。この一般廃棄物処理基本計画は、排出量を計算しながら担当部署でいろんな市民の方を交えながら検討していただいたのはよくわかっております。ただ、実際にやってみると、非常に市民の方が困らているという現状もありますので、それを踏まえて、先ほど聞きましたとおり、今後また策定委員会を開いていただいて、今年度は絶対無理だと思うんですけれども、来年度からは少し市民の皆さん方の意見、要望を聞きながら応えていただけるのか、それがどうなるのか最後にお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

西井議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 ただいまの質問でございますけれども、処理計画の中でございますけれども、缶と瓶につきましてはリサイクルの率を高めるということを目的に、缶と瓶というのを収集を別にしたものでございます。収集回数につきましては、過去の実績という量から頻度を求めたものでございます。しかし、飲料水用のボトルにつきましては、瓶や缶からペットボトルにかわり、サイズも大型化してきております。季節の中では、下村議員が言われるように、夏場が消費量もかなり多くなるということから、収集回数を多くするというのが理想なわけでございますけれども、現在のところは缶と瓶とペットボトルの収集は年間を通して月1回、缶については月2回となっておりますのが現状でございます。今後は収集実績を見ながら、収集回数の検討と委託も含めた収集体制の適正化を来年度のカレンダー作成とあわせて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

西井議長 下村君。

下村議員 現状、これから夏場にかけては、かなり、このごろペットボトルが特に多いです。そういうペットボトルの数が増えるというのが目の前に見えておりますので、来年度からは夏場だけでも回数をふやすとか、空き缶も含めてなんですけれども、実情を見ながら検討していただきたいということで、それは担当部長の方が今後検討するという事なので、よろしくお願い申し上げます。この件に関してはこれぐらいにしておきます。

続きまして、こんなことを一般質問で出すのはおかしいと思われる方もあると思うんですけども、何かといいますと中学校の自転車通学の件なんですけれども、これは初めに言っておきたいんですけど、私も自転車通学のことをわざわざ一般質問で出すつもりはなかったんですけども、学校の方に出向いていろいろお話を聞かせていただいたり、また、一般の方の意見を聞いたりしますと、自転車通学は危険であるといいますか、特に新庄中学校の方ですか、自転車通学の方が過去に事故に遭われたということもありまして、学校側としては自転車通学はできるだけ避けたいと。認めるということではできるだけしたくないということでは私もわかりました。そこで話が出てきたのが、コミュニティバスを何とか通学に利用することができないかという話になってきたわけでございます。ここらあたりから担当部署の方で初めからのいきさつといいますか、何か大字が自転車通学が許されてるとか、電車通学が許されてるとか、新庄中学校と白鳳中学校の少しの違いもあるということも聞いておりますので、まず、そこらあたりを説明していただきたいと思います。

西井議長 和田教育部長。

和田教育部長 おはようございます。教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問いただきました中学校の自転車通学の現状はというところでございますが、まず、自転車通学は、通学距離などに対する生徒の負担軽減から、白鳳中学校ではおおむね2キロの大字ごとに自転車通学の区域を設定し、太田、大畑、新在家が自転車通学区域となっています。一方、加守、尺土につきましては電車通学が認められているところでございます。自転車通学利用者については21名、学生割引申請をした電車通学者は19名でございます。

また、新庄中学校では、おおむね2キロ以上の地区が認められており、2キロのラインで分断される大字につきましては、道路などで区切り、自転車通学の区域としています。また、山間部であるという理由から、山口、梅室、笛吹、平岡では自転車通学が認められており、合わせて自転車通学者については247名でございます。自転車通学については、通学路の交通状況、安全性、距離など、通学路を通る人数などさまざまな状況を勘案して、学校長において決めています。

以上でございます。

西井議長 下村君。

下村議員 新庄中学校と白鳳中学校に少しの違いはあるんですけども、白鳳中学校の場合、先生方も話をしたんですけども、もしも自転車通学をする生徒がこれ以上ふえると、通学時間帯というのは全て大体同じような時間帯でございますし、教師の方々の通勤といいますか、

学校に来るときも自動車で来られるということで時間帯が同じということで危険であるということも聞いておりますし、白鳳中学校の場合、特に、ご存じだと思うんですけども、校門の前から国道166号線まで150メートルほどなんですけれども、當麻庁舎の東側の道路なんですけど、4メートルぐらいだと思うんですけども、そこを朝、自転車通学の生徒と、そして学校の先生方の車がごった返して、そこがまず危険箇所になるであろうと。私も現状は知ってますので、場所は知ってますので、なるほど、そうであるなど私も納得いたしました。そういうことで自転車通学の件は、これは仕方ないかと、子どもの事故を防ぐためには、これ以上ふやすということは不可能であるなど私も認識いたしました。

その中で先ほども申しましたとおり、コミュニティバスが市内循環で毎日走っておりますけれども、担当部署には失礼なことを言うんですけども、これも一般市民の方からの声では、「あれは空気を運んでますな」といって、余り乗ってるのを見かけないというのは、これは目に映るものですから私もそう思っておりますし、一般市民の方もそういう見方をされております。年間どれほどコミュニティバスに予算がかかっているということは、一般市民の方はそこまではご存じないと思うんですけども、8,000万円弱ですか、毎年コミュニティバスには予算をかけているというようなことで、まだ1年半ほどなんですけれども、今後、やはりこの状態では余りにも利用度が少ないということで、先ほど言いましたように、中学生の通学に利用できたらなど。いろんな問題点は出てくると思います。時間帯のこともありましょうし、実際、中学生が乗っていいものかどうか。まずはお年寄りの買い物とか病院とかの、それが目的でコミュニティバスを導入したという、また、私も当時、その委員に入っておりますからよくわかるんですけども、時代の流れとともにそういう中学校の生徒が利用できるかどうか、少し担当部署にお聞きしたいと思います。

西井議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまご質問の件でございますが、もともと子どもたちの通学方法につきましては、これまで保護者などと協議しながら各学校でルールを決め、決定した経緯がございます。その中で、子どもの健全な育成に必要な運動量を体育以外の通学やクラブ活動などにより補完することや、生きた交通ルールを学ぶことを目的に、幼・小・中学校の生徒は原則、徒歩通学とし、白鳳中学校、新庄中学校ともおおむね2キロ以上の範囲の地区について、自転車通学や電車通学を認めているところであります。

そこで、通学にコミュニティバスを利用できないかというご質問でございますが、これまで中学校におきましては、そもそもコミュニティバスは、買い物や病院、公共施設利用などのいわゆる交通弱者の方々の対策で運行しているという趣旨から、原則、特別な理由がない限り利用はしないよう指導してまいりました。そんな中で、今後、登校してくる生徒の人数、コミュニティバスの運行ルート、また、登校時間に利用可能な時間などを含め、その可能性については協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

西井議長 本田総合政策企画監兼企画部長。

本田総合政策企画監兼企画部長 総合政策企画監の本田でございます。こちらにつきましては、コミ

コミュニティバスを所管する立場として答弁させていただきたいと思います。あくまでも法制度上の整理という観点でご説明させていただきますと、現在運行しておりますコミュニティバスについては、運行する時間と経路をあらかじめ定めて、不特定多数の客を乗り合わせるものとなっております。道路運送法上、一般乗合旅客自動車運送事業というものに位置づけられているものでございます。議員ご指摘の、中学校の生徒がコミュニティバスを利用できないかという点に関して申し上げますと、生徒の方がほかの乗客との乗り合いの形で、料金を払っていただきましてコミュニティバスを利用していただく分には、法制度上問題ないということをお答えしておきます。

以上でございます。

西井議長 下村君。

下村議員 ありがとうございます。今後検討課題としていくと。いろんな問題はあろうと思うんですけども、学校側とも協議していただきながら、前向きの姿勢で考えていただきたいと思います。法定協議会がありますので、その中で一度検討課題にさせていただくようお願いいたしておきます。

それと、この件なんですけれども、市長の施政方針の中にも、これを朗読させていただきたいんですけれども、途中から読みますけれども、今後は市民の皆様方のご意見、ご要望並びに利用状況等を分析し、より便利で効率のよい公共交通を推進し、コミュニティバスを利用することにより、高齢者ドライバーが安心して免許証の返納ができる社会を目指してまいります。その次です。これと並行して、利用促進につきましてもより一層努めてまいりますというのが市長の施政方針の中にも書かれていますので、そういうことも含めまして、今後、コミュニティバスを中学校の通学に利用できるよう強くお願い申し上げまして、私の一般質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

西井議長 下村正樹君の発言を終結いたします。

次に、3番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、川村優子君。

川村議員 皆様、おはようございます。川村優子でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

質問の内容は3点ございます。1つ目は、高齢者の地域福祉の向上を目指すために、高齢者の居場所づくりについて。そして、2つ目は、子育て支援の分野でございます、葛城市における学童保育について。これは何度も私はさせていただきますが、またこれは、きょうは違う分野で質問をさせていただきます。3つ目におきましては、食育分野でございます。これも私の興味を一番そそっている分野でございますが、今回は米飯給食の意義についてをお尋ねいたします。

これよりは質問席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

西井議長 川村君。

川村議員 それでは、よろしく願いいたします。

まず1つ目の質問でございます、高齢者の居場所づくりについてでございます。地域の高齢者福祉向上のために、また、このたびの介護保険事業計画の中で、地域包括支援システムの総合事業という内容が組み込まれてまいりました。地域での支援事業という課題があります。高齢者の居場所づくりをする。介護になることを早めない環境づくりを行う。介護認定に至らない高齢者づくりに切磋琢磨し、それを構築していかなければならない。これは何度も私もこれまでの一般質問の内容の中で、この事業においては早急にこれにかかわる人員の確立と、そして配置が重要であるということをおっしゃっていただきました。

葛城市におきましては、65歳以上の前期高齢者から75歳以上の後期高齢者の皆さん、本当に境目もなくいろいろな分野で居場所として、そしてまたリーダーとしての重責を担っていただき、ご活躍をいただいておりますことを心から感謝いたすところでございます。

市内ではシルバー人材センターの会員の皆様から、老人クラブ、また、グランドゴルフ、カラオケ、そして踊りなど、そういった集まり。また、連合団体といった組織化されて多くの方が元気に集っていただいている居場所も多くございます。役目として地域での人材雇用、そしてまた、趣味で集まっていたいただいているグループ、また、自治会の組織、分野はそれぞれであります、居場所というものは多くございます。しかし、更に今回私が質問に入れたことは、少し元気がない高齢者を元気にしてやる居場所、そういったものをつくっていかねばならない。それが今回の市の総合事業として組み込まれる、市がやらなければならないという事業でございます。

今、葛城市では、社会福祉協議会が行っております、社協から地域でサロンというものがあります。そういうサロンで集っていただいている方につきまして、社協がやっているサロンを市はどのように把握されておられるのでしょうか。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

ただいまの社会福祉協議会のサロンの件でございますが、サロンにつきましては、葛城市社会福祉協議会の事業として年3万円を助成する、ふれあい・いきいきサロン助成事業がございます。地域住民が主体となって自主的に運営し、高齢者や子育て中の親子などが地域で孤立することなく、住民の誰しものが気軽に集えるふれあい・いきいきサロンを開設し、仲間づくりの輪を広げ、生きがいつくり、社会参加を目的とする地域福祉活動に対して、社会福祉協議会が活動の一部を助成することにより活動を図るものとしております。

平成28年度の実績としましては、25団体に対し助成をしており、そのうち高齢者が対象となっているサロンは、22団体が活動していることを把握しております。また、教育委員会におきましても、公民館活動の生涯学習まちづくり移動講座として、地域主体で健康講座、体操、介護予防等の事業を実施する際の講師派遣に係る費用の助成を行っております。葛城市の地域包括支援センターでは、これらの事業と連携した事業展開を行っております。

西井議長 川村君。

川村議員 ただいま22団体のサロンというのが今、葛城市に現在運用していただいておりますというご報告でございますが、そのほかの分野でもいろいろとサロンを中心にいろんな事業がその中に

入ってるというふうな説明でございました。

サロンでございますけれども、私の方にも運営につきまして、運営のやり方とか存続について、市民の皆様から少しご相談がございました。本当にサロンというのは長くやっていたいでございますので、いつもいつも満足感が得られるようなサロンの形式、うまくやっていくのも、またそこにいるリーダーさんもいろいろとご苦勞をいただいているようでございます。呼びかけの方法とか、それからまた、活動人数とかサロンの内容とか、毎回月に2度行うということは、いろんなメニューが豊富でなければなかなか楽しませてあげることができないという、そういった責任感の中から、リーダーさんが少ししんどくなってきたんだよというようなお声をいただくわけでございます。

社協が設置する目的とこれから葛城市がかかわる地域包括支援システムの構築に伴う、元気に高齢者の生活を見守るという体制づくりの目的は共通していると思います。それゆえに、今後はこの形をできるだけ存続していただいて、行政と一緒に情報提供とかメニューづくりの応援とかをしていってあげたいなというふうに思いますし、その中はボランティアの皆さんたちでやっていただいているわけでございますので、ボランティアさんの気持ちがなえないうちに、自主的な運営ができる基盤というのを損なわない、そういった支援をこれからやっていただきたいというふうに思うわけでございます。本当に地域での交流場所、井戸端という、そういった一番地域で最も近いところでそういった居場所づくりを確保していくという必要性というのは、確かにこれからは重要ではないのかなというふうに思いますし、これは地域包括支援システムの中では、これをやっていくというのが本来ではないのかなというふうに、まず行政の方も考えていただいていると思います。

教育委員会の方もいろいろと公民館活動、生涯学習まちづくり移動講座ですか、そういったのを開いていただいて、講師料なんかを助成していただいて、いろんなメニューがあるそうですね。講師料というのは結構大きいので、活動の拠点づくりの中で、その中で人だけ集めたら何かできるという、そういったことについて応援していただいているということについては、評価をさせていただきたいと思います。

今、私が一番気にかけていることは、独居の高齢者。緊急通報装置がついてる高齢者のうち、また、昼間の独居の方です。ご家族はいるんだけど、昼間はずっと1人なんだよという、その方と非常にいろいろと私もお話をさせていただきますと、誰とも話をしない時間が非常に多い。その中で、歩いて行ける場所でない自分移動できない。今までだったら井戸端があったんだけど、誰かと話ができる井戸端がどこにあるかわからない。本当に1日中お話をされないという時間と行くところがないというのは、本当にこれからこの高齢者が多くなってくのではないかなというふうに私は心配いたします。居場所づくりをサロンに出向いて紹介してもらったり、また、ご近所で誘い合っていたりということは、これからひきこもりにならず、弱っていかれない、そういった高齢者を元気にしていただくということについて、非常に重要な役目があると思います。

市が高齢者の保健福祉計画第6期の介護保険事業計画にあります健康長寿が実現できるまちづくりの中で、高齢者の積極的な社会参加の促進、高齢者を支える体制づくりとしまして、

地域包括支援センターが担う役割として、サロンにおける高齢者の居場所づくりについて、どのような取り組みとか方向性を考えていらっしゃるのか。今度は包括の方でどのように考えていらっしゃるかということをお聞かせいただきたいと思います。

西井議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 ただいまの質問でございます。

地域包括支援センターとして、サロンにおける地域の居場所づくりへの支援として取り組んでいるものに、社会福祉協議会に対する委託事業としての葛城市生活支援体制整備事業と、包括支援センターが直接行う自主運動教室の支援が挙げられます。生活支援体制整備事業では、地域の高齢者等の居場所づくりとしてのサロン活動に助成事業等を行っている実績がある社会福祉協議会に委託し、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとともに体制整備を実施しております。

生活支援コーディネーターは、地域住民と一緒に、既に地域で活動している方々や、これから始めようと考えている方々の交流の場を持ち、居場所づくり、見守り活動、助け合い活動の普及促進を図るため、自治会への説明、サロン相談支援、講座の開催及び定期的な交流会の開催等を行っております。

昨年度は生活支援コーディネーターがサロンを訪問し、ニーズの聞き取りを行っており、聞き取りの中で出てきたマンネリ化や男性参加者が少ない、また、他のサロン活動が知りたいなどの意見への対応として、第1回葛城市ふれあい・いきいきサロン交流会を開催し、活動発表やサロンのネタ講座などを実施いたしました。実績としましては、サロン実施者及び実施予定者22組、88名の参加がございました。

サロンを利用した自主運動教室の支援につきましては、現在13カ所の地域の公民館等で自主運動教室を立ち上げ、自主運営されていますが、継続支援のため、体力測定、運動指導士の派遣等を行っており、昨年度は介護予防リーダーの養成を行い、既存教室の充実を図るための支援を行っております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 前回、私が包括の方でどういう取り組みを考えていただいていますかといったところにも生活支援コーディネーターという名前が出てきました。一体何をしてくれるのだろうかというのが前回の一般質問で終わったところではございましたが、今回、そういった取り組みが実際にされているというご答弁でございます。本当に生活支援コーディネーターというのは、これからどんなふうやっていくかということを指導していただく立場でいらっしゃるということで、今いろんな居場所づくりをされてるところで、その方が出向いてもっとこうやっていくといいよという情報を積極的にご支援いただいて情報提供していただくことによって、また活発な動きに変わっていくということを、それが一番期待するところでございますけれども、今回はサロンという非常に一番小さな単位の中にあるサロンの中でそういった指導をいただいて、また、その人たちが交流する場というのを企画していただいているというご答弁でございました。非常にこれからこういった方向で生活支援コーディネーターさんが活躍

されるかというのは、これから大いに期待したいところでございます。

今、その中でコーディネーターさんということでしたが、介護予防リーダーというのが実際にはそういった運動機能を高めたりするようなことをやっていただくのかなと思うんですけども、内容的にはどういったことなのでしょう。

西井議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 ただいまの質問でございます。

葛城市では13カ所の地域で自主運動教室の運営を支援していますが、リーダーの高齢化やマンネリ化などで継続が難しくなっているところもございます。また、新たな運動教室も立ち上げていく必要もございます。これらの課題を解決し、介護予防を推進していくために、昨年度10回の養成講座を開催し、介護予防リーダーの育成をいたしました。医師、看護師、作業療法士など専門職からの講義実習を受け、18名の方に登録をいただいております。現在、リーダーとしての技術を高めるために、作業療法士より学びを深め、既存の自主運動教室への実習を行っておりますが、今後は継続が難しくなっている地区への支援や新規での教室の立ち上げにかかわっていただけるように考えております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 これまではデイサービスでリハビリをやっていた方というのは、介護保険の中でされてた。でも、そうではなくて、介護保険から市の総合事業の中でそういう運動機能を少しでも退化しないような形で予防していくという、その今までのリハビリをやったデイサービスとは違う、また1つの前段階で、そこに行かないというふうな工夫をしていくという、そういう立場で介護予防リーダーがこれから地域で軽い運動を教えていただくというような、そんな役目をしていただいているという、本当にこれは、回数もまたこれからふやしていただいて、そういった運動機能を高めていただくことによって寝たきりにならない高齢者をつくっていくという役目では、非常に重要であるというふうに私も評価をさせていただきたいと思えます。

本当にマンネリ化しないということを第一として、サロンにしっかりと、また新たな風を吹かせていただくという役目を担っていただいて、これから総合事業という中で、また今までの地域の居場所とは違う形の居場所づくりというのが、これから葛城市の中でもいろいろと生まれてくるのではないかと。これは大いにこれからの葛城市の高齢者の活動の色だというふうに私は思っておりますので、本当に頑張って着々と進めていただきたいと思いますし、ボランティア組織の皆さんがまた大きく貢献を願うものでありますので、私は皆様にまた感謝をしながら進めていただきたいと思いますという期待をいたすところでございます。

それでは、次に、2つ目の質問に入らせていただきます。学童保育についてでございます。平成26年の3回の定例会の折にも、私は学童保育所の保育状況について質問をさせていただきました。特に、新庄北学童保育の施設については整備の必要があり、新庄北小学校の教室増築の後、新庄北学童保育所が建替えられ、平成29年度、今年度から入所をされておられます。そもそも学童保育の位置づけというものは、児童福祉法において、今は小学校1年生か

ら6年生までを対象として、その保護者が労働によって昼間家庭にいない、そういった児童を児童厚生施設などの施設を利用して、適切な遊び、また、生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業というふうにされています。共働き家庭とかひとり親家庭の子育ての支援をするという役目でございます。開設は、学校の授業のある平日の放課後、学校の休業日、そして日曜、祭日、年末年始は閉所というふうになっています。

今回お尋ねする内容は、あと一月もすれば始まる長期休暇、今の場合でしたら夏休みになりますが、夏休みも冬休みもそうなんですけども、春休みもそうですが、長期休暇のときに学童保育所ではどんな過ごし方をされているのか。開所時間、それから利用人数はどんなふうになるのか。1日の過ごし方の流れ、かなり長時間だと思いますけども、そのことについてお尋ねをいたします。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 学童保育の夏休みの過ごし方についてということで、どのような形で1日を過ごしているのか。また、実績等も含めてということで答えさせていただきたいと思います。

平成28年度から夏休みなどの長期休暇に関しましては、希望者には延長保育を実施し、午前8時から午後6時30分まで学童保育を実施しております。平成28年度の実績でございますが、学童保育利用人数として、4月利用者は全体で1日平均343.8名でした。それに対して夏休みの学童保育利用状況ですが、7月利用者は359.2名で、うち夏休み中の平均利用者数は321.9名です。8月利用者は287.8名となっております。夏休みの利用に関しては、保護者がお盆休みや夏季休暇等で仕事を休まれているため、学童利用率が7月の時点より11.32%減っておりますが、たくさんの児童が友達や指導員とともに終日学童保育所で過ごすこととなります。

夏休みにおける学童保育所での1日のタイムスケジュールですが、先ほども申し上げましたように、8時から随時登所されて、その後、勉強、自由研究、また読書、基本的には指導員は原則としては教えないということで、見守るだけという形にしております。10時になりまして学習時間が終われば自由に遊ぶということで、昼12時の昼食まで自由に遊んでいただきます。その後、読書、休憩に入り、13時からまた自由に遊ぶという形になっております。その後、15時からおやつを食べ、また自由に遊んだ後、随時保護者のお迎えがありまして、随時降所されるという形で、最終18時30分に閉所という形のスケジュールとなっております。以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 今のご答弁でございますが、大体、長期休暇になれば11.32%、1割ほど減るわけですね。通常よりも1日預かるという、ずっといる子と、途中で3時、4時ぐらいになったら帰る子もいるわけでございますけども、ずっと通してだったら10時間以上の保育時間ということになるわけですけども、今、新しくなった学童保育所も含めて、この場所で自由に遊ぶというふうにおっしゃられたんですけども、この施設の中でだけ遊ぶのかとか、多分後で出てきますけども、指導員さんの安全を確保する、見届けられる場所での保育になると思うんですけども、保育内容とか保育場所というのはどのようになっているのでしょうか。

西井議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。

夏休み中の学童保育では、先ほども申し上げましたが、午前中は夏休みの宿題や自由研究をする時間を設けています。勉強等が終わった後、友達と一緒に学童保育所内で好きな遊びを楽しんだり、戸外遊びを楽しんだりいたします。その後、学童児童や指導員と一緒に弁当を食べ、休息後、学童保育所内で友達と一緒に廃材等を使っての手づくりのおもちやづくりであったり、つくったもので遊んだり、オセロなどのゲームをしたり、本を読むなど好きな遊びを楽しんでいます。また、ときどき幼稚園の運動場を借りてドッジボールや鬼ごっこなどの戸外遊びを楽しんだり、ビニールプールを使って水遊びを楽しんだりもします。また、イベントとして、高学年の児童がお化け屋敷をつくって、低学年の子どもを楽しませるなどのお楽しみ会を計画しております。また、子どもたちが一緒に簡単なおやつをつくって食べたり、一緒に映画鑑賞したりなども体験できるような機会も設けております。

このような活動を通して、学童保育でしか経験できない異年齢の子どもの交流が楽しめるような活動を取り入れ、長期休暇である夏休みを学童保育所で過ごすことで、学童児童や指導員とともに家庭では味わえない経験がより多くできるような計画を立て、学童保育の指導に当たっております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 今、ご答弁いただきまして、非常にいろいろと楽しくやっていたような状況を答弁いただきましたけれども、幼稚園の運動場を借りたりとか、それから、そういった学童保育の中と、外でビニールプールをどういうふうに置いてやっているのかという、スペースは多分あるのだろうというふうに思いますけれども、非常に1日中10時間も保育するわけですから、いろんなメニューを指導員さんにご苦労いただいてやっていると。そこには異年齢の子どもたち、ご兄弟がいない方もそういった縦割りの中で学ぶことというのは、非常にいいことだというふうに私も思いますし、ただ、これは今、私もこの答弁を聞かせていただいて、非常によくなってきたなというふうに思わせていただいております。

平成26年9月議会のときでは、この保育環境は結構こういう状態ではなくて、もっと厳しかったというふうに私は思っておりまして一般質問したわけですが、その当時の大西教育長は、市内の小学校にある学童保育の広さが非常にかわいそうやと、非常に手狭やというふうにご指摘をいただいて、学童保育の状況から福祉部とうまく連携をとって、例えば、今言っていた幼稚園の運動場を借りてドッジボールをしたり、鬼ごっこをしたりしてやれるようにしましょうということで、非常に連携をとって寛大なご措置をとっていただいたということに対しては、私も本当に喜んでおります。今までは本当に施設内の中で、狭いところで子どもたちがひしめき合ってたというような状況を私も見させていただいて、これは、この暑い中でとても厳しいなというふうに思ってたわけですが、外に出ることによってまたけんかも少なくなりますし、いろいろと子どもたちの中ですれ合うこと、ストレスというものを緩和していただいているなというふうに私も一定の評価をさせていただき

たいところでございます。

この施設で児童が長時間過ごすという学童保育というのは、まず児童の安全確保やというのは、これはもう当然、大前提のもとやと思います。ただ、その中で、多分その当時、私は、1.6平米の中で1人の子どもを保育する環境が一応基準としてあるというふうに言わせていただいたと思うんですけども、やっぱりそれが十分確保できてない今の学童保育の現状の中で、その日によって来る人数が違う。これが非常に流動的なんですけども、その日によって違う。ただ、マックスになると非常にひしめき合っている状況、これも想像していただいたらわかると思うんですけども、子どもにストレスをためさせない環境づくりに努力をされていてあげてほしいと、工夫をしてやってほしいというのが私の思いでございます。それをさせていただくためにどういう力が要るのかということ、指導員さんがどういうふうな指導、そういった方針をつくるかということが大きな要因になるのではないのかなということで、今回、学童指導員さんの体制とか配置というのは、前から改善したのかなということをお聞かせいただきたいと思います。

西井議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 ただいまの学童指導員等の配置についてでございますが、各学童保育所に学童指導員を配置しておりますが、まだまだ十分な体制ではなく、また、学童指導員をハローワーク等で随時募集しておりますが、勤務条件の意向が合わないのか、応募してこられる方は少ないような状況でございます。現在、勤務している学童指導員は、フルタイムで勤務できる者は少ない状態で学童保育を実施しているのが現状です。学童指導員の勤務状況ですが、ふだんの勤務時間は4時間30分で、夏休み等の長期休暇は、最長7時間で勤務いたしております。勤務時間が長くなる分、学童指導員によって長時間勤務ができない者もおり、これも指導員不足の要因となっております。

学童指導員が不足しているため、学童保育所内での遊びとなってしまうこともありますが、長期休暇中の長時間の学童保育で子どもにストレスをためさせない工夫をしながら、学童指導員不足を解消するため、平成27年度よりシルバー人材センターの委託事業として、学童保育所に週2回、お二人のお年寄りに来ていただいてかかわってもらうことで世代間交流を楽しませていただいております。

さらに、学童指導員不足を補うため、平成28年度より学童指導員補助員を雇用し、学童保育にかかわっていただいております。また、平成29年度におきましては、夏休みなどの長期休暇には大学生が学童指導員補助員として学童保育とかかわってもらえるよう、近隣の大学等をお願いをする予定となっております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 やはり依然として指導員の不足というのは、3年前と余り変わってないというか、指導員さんの役目というのは、私も先ほど言いましたように、重要になってくるわけなんです。補助員さんというのは、今、シルバー人材の補助員さんをつけていただいた。これは、本当に私は評価させていただきたいと思います。世代間交流といって、1人そういうお声も聞かせ

ていただきました。うちはおじいちゃん、おばあちゃんがないんですって。そこで何かいろいろと竹トンボをつくったりとか、そういったお手玉遊びをしたりとかというので、とても喜んで帰ってきてますという、そういう成果は本当に私もいいところ、改善していただいたところについては評価をさせていただくんですけども、やはり依然として指導員の不足というのはご苦労いただいているということなんですけども、やはり、そこにこれから目を向けていただきたいなというふうに思います。

指導員さんが遊ぶ場所を考えないといけないような状況というのは、これが一番大事なことであって、今、幼稚園を開放していただくということについてはとてもよかったんですけど、これから例えば、学校とかそういう施設を利用するに当たって、その連携というものが葛城市以外の多くの市町村でも、ぼちぼち空き教室を利用したりという方向で、福祉部と教育部が連携してるというふうな学童の体制づくりをしていただいているところもたくさんお聞きします。そんな中で、それを絶対してくださいと言ってるわけではないのですが、指導員さんとのバランスというのがとても大事やと思います。指導員さんによってそこが必要になってくる場合もある。指導員さんが学童施設内から離れてどこかで見るといような状況をつくるわけですから、その中で指導員さんがきっちりと確保されてないといけない。子どもの人数によって確保されてないといけないということが最も重要なんです。今回、一度お伺いしますけれども、学校の連携という部分もあわせて、葛城市の福祉部と教育部というのは、そのあたりはどのようにお考えなのかなということをもう一回確認をしておきたいと思いません。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。福祉部と教育委員会との連携ということも含めて、学校施設等の利用、この辺についても答弁させていただきたいと思えます。

夏休み等の長期休暇中は、終日を学童保育所で過ごすため、学童児童がストレスなく過ごせるよう十分なスペースの確保が求められております。学童保育事業は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づいており、その中で学童指導員の数におきましては、児童40名ごとに2人以上とするとされ、また一方で、学童保育所の占有区画の面積としましては、児童1人につきおおむね1.65平米以上とされております。そのような中、議員もおっしゃいましたが、いろいろ人員配置の関係もございしますが、子どもたちの行動に対して指導員等を配置し、子どもたちの安全確保に努めております次第でございます。

学校施設等の利用ということで、教育委員会との連携ということで、現在も幼稚園のグラウンド等を利用させていただくこともございますが、学校施設等を利用することにより、学童保育が分散し、より多くの学童指導員が必要となるケースも出てきます。そのことも踏まえ、まずは児童の安全確保を最優先に、児童が安心して学童保育で生活ができるよう工夫するとともに、本年度は各小学校とも夏休み中に大規模なエアコン工事が予定されておりますが、休み中の小学校の教室や体育館等も利用して活動できるかどうか、教育委員会とも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 間違っていたってはいけないということは、学校施設を利用するために指導員をふやすということではありませんので、あくまでも児童数に対してきっちりと指導員が確保できるかという話でありますので、私の質問は、今お聞きしました、学校施設を利用してはいいかかというのが本筋ではないんです。あくまでもその指導員によって、子どもたちをそういう狭い敷地内から解放してあげられるような場所が、寛大にその措置が講じられてるのかなというふうなお尋ねの仕方をしたというふうに思っていただければいいと思います。

子ども・子育て支援の中で、きっちりと表現されております学童保育の施設整備、これについては、本当に国を挙げての子育て支援の施策でございます。保育全般の課題につきましては、これからも更に議論をしていただきまして、頑張ってお努力し続けていただきたいというふうに思うわけでございます。指導員さんのスキルを上げて、5つの学童保育が同じような指導の内容ができ上がる1つの方針というものができ上がれば、私は言うことがないのですが、今までそんなところに至ってない。補助員も含めて指導する立場の人がいないのではないかというふうにご指摘をさせていただきたいと思っておりますので、またこれからも努力目標として、少しでも学童保育の内容が改善していただきますように。今年はクーラーが入るといことで、学校のそういった状況もなかなか利用できない。これはもう仕方ないと思えますけれども、それが終わって、これから将来、学童保育のニーズは高まっていくというのは必ず予想されることでございますので、どうぞ学童保育にしっかりとメスを入れていただいて、教育部局やから関係ないという感覚ではなくて、児童はそこまで保育をしてあげないといけないという状況になっているというのは、必ずこれからの課題でございますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、次に3番目の質問に入らせていただきます。本会議初日に報告をさせていただきました厚生文教常任委員会で今回、新潟県三条市に視察を行かせていただきました。その中で完全米飯給食の取り組みについて、私、またこの中で内野副委員長、それからあと委員の皆さん7人の方が今回、今までに余りふれたことがないような行政視察でしたけれども、いろいろとそこで勉強させていただきました。そのことも含めて、三条市のことについて少し、きょうは傍聴の方もいらっしゃいますので、報告を詳しくさせていただきます。

三条市は、まず市民の健康と米の消費には関係があるということを見つけられ、市民の健康診断の食事の聞き取りの中で、朝はパン、昼は麺、夜はお酒を飲むのでご飯は食べないというような答えが非常に多かったと。そういった食習慣において、年々減り続ける米の消費量に対して、それに反比例するようにふえ続ける生活習慣病。原因は40年前と現在の人たちの胃袋にご飯の入る量が違うということを非常にこだわられて、米飯には栄養のバランスが整いやすい。ご飯中心の和食は脂肪が少ない。日本で自給できる米は安全である。日本人の体質に合った主食である。粒でしっかり食べると血糖値がゆっくり上がるのでよい。こういったいろんな健康の要素を将来に向け、子どもたちに健康という概念を植えつけ、食習慣を身につけさせるために、学校給食は子どもたちの将来の食習慣に大きな影響を与える。だから完全米飯給食なのであるという考え方を教わりました。

完全とは言いませんが、米飯給食の意義ということについて、葛城市においてはどのようなお考えなのかなというふうにお聞きをしてみたいと思います。

葛城市の給食は、保育所給食と学校給食であります。これは私の質問にはたくさん出てくるのですが、今回の意義、取り組みの現状と推進ということについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

西井議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 それでは、私の方から公立保育所の給食の取り組みと考え方について答弁させていただきます。

戦後わずか70年ほどの短期間に急変した食生活で米の消費が激減し、パン、パスタ、ラーメン、ピザ、菓子類などの小麦製品類や、マーガリン、植物油などの油脂類、砂糖を含めたさまざまな甘味料類などが急速に増加したことにより、肥満、高血圧などの生活習慣病やアレルギーが増加している現状を踏まえて、平成19年の保育所給食では、週2回のパン食、週2回の米飯、週1回の麺類でしたが、平成21年、文科省からの通達により、徐々に現在の米飯中心の給食へと変更していき、現在、保育所では、月1回のパン食以外は米飯を主食とした献立を提供し、また、麺類が献立になるときは、おやつにおにぎりを用意しております。

乳幼児期は味覚形成や食習慣の土台をつくるとても大切な時期となるので、献立には十分配慮をいたしております。米飯は複合栄養食品なので、糖質という単体の栄養成分だけではなく、たんぱく質、ミネラル、ビタミン、食物繊維など多くの栄養成分を含み、現代型栄養失調も防ぐこともできます。粒食なので腹持ちもよく、すぐに空腹になることがないため、活動の妨げにもなりにくい傾向があるように感じます。また、脂肪が少ない献立となり、旬食材や郷土料理を知ることができ、ご飯食でしかできない口中調味、おかずとご飯とを口の中で混ぜて食べるということもございますが、により、食べ物のおいしさを感じることもできます。一人一人に合わせた食べきれる量を盛ることができるので、無理なく食事ができていますし、また、水分が多いのでど通りがよく、無理なく食事を進められています。また、無添加であるため、発がん性のある添加物などを口にするという不安がなく、安心して提供することもできます。そして、食事マナーが正しくなり、はしの使い方が上手になってきているようにも思われます。食物アレルギー児には、ほぼ同じメニューを提供できているので、誤食の危険が減り、アレルギー食を食べている子どもは、みんなと同じものを食べれる喜びを感じております。

米飯給食を継続していることから、歯科検診にて歯科医より、あごが丈夫な子どもが多いのは保育所の給食内容が反映されているからだと言われ、意見をいただき、しっかりかむことのできるご飯食のメニューのおかげであごがしっかりしており、虫歯の予防にもつながっていると考えております。また、粒食のため、よくかむ習慣がつき、だ液が多く出ることにより風邪などの病気にかかりにくくなり、免疫力の向上にもつながり、米飯給食を継続して実施することで生活習慣病を予防し、体調不良になる子どもの数が減少しているようにも感じております。今後も子どもの健康を保持していくために、米飯給食を継続してみたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 和田教育部長。

和田教育部長 それでは、私の方から学校給食について述べさせていただきます。

まず、葛城市学校給食の現状の方でございますが、幼稚園、小学校、中学校を合わせまして、1日約4,100食。配食の状況の方でございますが、米飯が月曜日、水曜日、木曜日の週3食。パンが火曜日、金曜日の週2食で始まりましたが、異物混入後の緊急対応ということで、現在は米飯が火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の4食、パンが月曜日の1食となっております。

次に、米飯給食の推進というところについての考え方でございますが、文部科学省では、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯の望ましい食生活の形成や食生活を通じた郷土への関心を深めるなどの教育的意義を踏まえて、米飯給食の推進が図られているところでございます。また、食料自給率向上の観点も勘案した学校における米飯給食の推進についての局長通知も出されているところでございます。また、平成25年には和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたことで、一層和食のよさが見直されました。

和食の特徴として、多様で新鮮な食材とその持ち味、また、健康的な食生活を支える栄養バランスにより、日本人の長寿や肥満防止に役立ってまいりました。本来、日本人が歩んできた食生活であるすばらしい日本食、いわゆる和食を推進するためにも、米飯と和食に親しむことが子どもたちの将来にわたる健康並びに家庭での食生活にも寄与するものと考えています。また、できるだけ地元食材を使い、地産地消に努めることで郷土への関心も高められると考えているところでございます。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 今、保育所の給食については、平成21年の通達からしっかりと経過を踏んでいただいて、もうその成果すら出ていると。本当に栄養士さんの考え方というのは非常に評価できて、これからも熱心に取り組まれて、今言うアレルギーのお子さんたちにも対応できて危険度が少ない。本当にお米というのは逆に安全なものなんです。そういった和食のよいところをしっかりと保育所給食に取り組んでいただいていることについて、このまま続けてやっていただきたいというふうに応援をしていきたいと思っておりますが、学校給食におかれましては、考え方というのはしっかりと理解はしておられるのやろうなと思うんですけども、実際には実行には移せない状況やということですけど、平成21年の文科省の通達の内容を受けて、議論を重ねていただいているのやろうかなというふうに思うわけでございますが、米飯給食は私が以前からいろいろと質問をさせていただいて、米飯は今、週1回ふやすことによって週4回になることによって、年間240万円ほど給食材料がアップすると。200万円はお米代で、40万円がおかず代が割高になるというふうな、前にご答弁をいただいたんですけども、学校給食は約4,000食として、その240万円の1人に1カ月の給食代に影響する金額というのは、計算してみたら1カ月50円なんです。それが逆に、1カ月20日間稼働している給食センターが、その240万円を1日当たり1万円の材料費を、計画を立てる栄養士さんが食材の仕入れのや

りくりで消化できへんのかなというふうに私は思うんですけども、そういったことを議論されたことがあるのかなというのは、1度お聞きをしておきたい。給食費にはね返ることだけを言うのではなくて、何か改善していくということについて一定の議論をしていただいたのかということが大事であって、広陵町と香芝市の給食センターも週に4回の米飯を実施しています。本当に今までの答弁、今、教育部長の方からの答弁でしたら、その議論というのが進んでるのかなというふうに思うんですけども。そのあたり1回ご返答をいただきたいと思います。

西井議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまお話しいただきました、まず、平成21年3月31日の文部科学省からの学校における米飯給食の推進についての通達内容でございますが、地場産物の活用推進の観点から、地場産の米などを活用した給食に配慮しながら、週3回以上の米飯給食を目標とし、既に週3回以上を実施している地域、学校においては、週4回程度などの新たな目標を設定し、米飯給食の増加を図ることとされています。これが通達の内容でございますが、これに対しましてのこちらの議論というご質問でございます。当面の目標でございます米飯給食の週3回を既に実施していたこと、また、パン食から米飯に移行することによる保護者の方々への給食費の負担増、そういったことが見込まれることもございまして、そんな理由から更なる米飯給食推進は見送ってまいったという経緯がございます。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 給食代に負担がかかるからやめておいた方がいいかなというようなお考えやと。通達はそれなりに理解できるけども、3回というのはもう今は当たり前であって、4回にする気持ちというのはないというふうに、答弁を受けたわけでございます。給食代に負担という答えしか返ってこなかったと感じています。私はそう思わないんですけども。そこで、子どもたちの健康について、今、かなり答弁の中でも議論はあったと思います。保育所給食もしっかりした成果を持って、こういった葛城市の背景の中で、市長の議論の中にも、これまでも給食委員会にも入っておられて、いろいろと子育てに関しては知識はおありやと思います。米飯給食の意義について、市長はどんなふうに思われているのかなということをお聞きしたいと思います。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 川村議員のご質問に答えさせていただきたいと思います。

まず、公立保育所の方の給食はこれでいいということでしたね。幼稚園、小学校、中学校の給食につきましての米飯の進め方といいますか、取り組みの仕方ということやと思います。議員ご指摘のとおり、非常に米というものは大切な食材であるという理解をしております。ただ、今、現状を申し上げますと、若干やはり米飯にすることによりまして、パンより食材費が上がるんです。それで、ご存じやと思うんですけども、学校給食の基本的な法律がありまして、食材費は子どもさんたちの負担である。それと加工等それ以外の部分については、行政の負担であるという仕分けになっております。当然そうしますと、葛城市の給食費とい

うのは、この近辺に比べまして非常に低価格で設定しております。2回の消費税の値上げにおいても値上げしておりませんし、中国食材等が問題になりましたときにも、できるだけ国産の食材を使うということで、節約の限界を超えた中で多分給食をつくっていただいているというのが現状やと思います。

その中で、更にパン食をあと1回米飯にというお考えなんですけども、当然そうしますと、保護者の皆さん方に給食費の値上げをお願いするというような形になるということも含めまして、専門家の意見をいろいろとお聞きしたいと思います。いろんな見識をお持ちだと思いますので、そういう方々のご意見を聞いた上で、また教育委員会の皆さん方とご相談させていただいて、一定の方向性を決めていきたいと思っております。米飯の価値につきましては、議員と同じ認識を持っております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 市長の前向きなそういった米飯に対する意義というのは、よく理解していただいたというふうに私はとらせていただきました。米飯の回数を増やせない理由は、給食費にはね返ることだけなのか、今、学校給食センターが1つになって寺口にできました。委託することによって、以前の2つに分かれてた給食センターが1つになったことで、どれだけの経費が削減できたかという、その辺の数字もぜひ加味されて、そこで浮き出てくる節約できたお金を給食材料費に充てられないのかなというような考えもあわせて、市長、これから誰のために1つの給食センターにして、その「おかげ」はどこに行くのか。子どもたちにだと思えます。給食費を上げないということは大前提の中で、無理なことばかり言ってますけれども、何かやりくり、私は、240万円という金額は物すごい金額なのかなという、そうではないように思います。これを市長のこれから葛城市の子どもたちのために注いでいただけるエネルギーな、そういったお考えをどうか前向きにそこに寄せていただきますように期待を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

西井議長 川村優子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時32分

再 開 午後 1時30分

増田副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。それでは、よろしく願いいたします。

12番、赤井佐太郎君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

12番、赤井佐太郎君。

赤井議員 皆さん、こんにちは。私の一般質問は、学校施設全般について。それと、市内の空き家対策についての2点を一般質問させていただきます。

なお、詳細については質問席から行います。よろしく願いいたします。

増田副議長 赤井君。

赤井議員 皆さんご存じだと思うのですが、去年、防災訓練がございました。場所は當麻小学校でございまして。当日は異常な雨が降りまして、グラウンドは水がたまり放題というような状態がございました。これだけ降れば当然かなと、私もそういう具合に解釈をしておりました。その後、昨年の年末にグラウンドのことが気になっていたもので、多分3月で退職された當麻小学校の校長に電話をかけてグラウンドの水はけの状態について、その後、どんな状態ですかと聞いたわけです。それによれば、水はけが悪いので少しの雨で子どもは、靴はどろどろ、靴下もどろどろ、そんな状態に来ていましたということです。

こんな状態ですので、運動会のときは、子どもたちや保護者、PTAの方々は、とにかく天気になってくれと祈る気持ちであったように思います。このような答えが校長から返ってまいりました。それで、このことについては、やはり広く市民の皆様にもそのような状況を理解していただく必要があるのではないかと思います。一般質問をする気持ちになったわけでございます。

それでは、数年来、當麻小学校運動場の水はけが悪い状態であると、そのことについて教育委員会では校長から引き継ぎが行われているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくお願いたします。

ただいまご質問の件でございますが、當麻小学校運動場におきましては、数年前から雨天の後は表面からなかなか水分が吸収されなかったり、あるいは一度に大量の雨が降った次の日には水たまりができるなどの状況が起きており、応急処置として土砂を表面にまき、土壌の吸水性の改善を図ったり、運動場の周囲に敷設しておりますU字溝の全面清掃を行ったりしてまいりました。しかし、根本的な解決には至らず、運動場での授業や学校行事に支障が出ていることは憂慮すべき事態と認識しているところでございます。昨年度の當麻小学校運動会及び葛城市防災訓練におきましては、開催前日からあいにくの大雨により運動場に水がたまり、行事の開催も危ぶまれます中、関係者を初め、参加いただきました皆様のご協力により開催の運びとなりましたことに感謝申し上げているところでございます。

以上でございます。

増田副議長 赤井君。

赤井議員 今、部長の方からこの経緯についてのお話をいただいたところでございます。その中で、私は西井議長から聞いておるんですが、去年の運動会は、雨で當麻小学校以外は、30分おくれでやった。それに比べて當麻小学校は、もう30分おくれて開会したと。その間というのは、乾いたスポンジで皆さんが水たまりを絞って、それに費やす時間が30分かかっているということで、そういう非常に、よその小学校に比べて同じ状況なのにどうしてそうなるのかなというのが私の素直な気持ちです。それについて、また次の質問に移っていきたいと思います。

根本的な解決にならないのであれば、次の対策をどう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

當麻小学校の運動場は、平成16年度に国の補助金をいただき、貯留浸透事業を行ったという経緯がございます。この事業は、大量に降った雨を運動場に浸透させ、その水を運動場のためつつ、徐々に排水溝から下流に流すことによって、周辺住民への洪水被害や浸水被害を防止するという治水対策を目的とした、防災機能を備えた葛城市の防災計画の一端を担う重要な機能を果たしています。したがって、現在も水をためるという本来の機能は発揮しているのですが、表面からの浸透力についての若干の機能低下が見られていることが予想され、この対策といたしまして、周辺住民の防災対策機能は持ちながらも、透水機能の改善対策を施していく計画をしているところでございます。

具体的な対策といたしましては、地中に埋設してあります透水管に長年の年月の経過により、砂や粘土質の土などにより目詰まりを起こしていることが考えられることから、できるだけ早いうちに調査を行い、次に、高圧洗浄による清掃を行う計画をしているところでございます。

以上でございます。

増田副議長 赤井君。

赤井議員 今、部長の答弁の中で、一応、国から補助金をいただいて、これに対して周辺住民とか治水対策や防災機能を備えているとお聞きしたのですが、なるほど、それはそうかもしれませんが、やはりその機能が発揮されていないというのは、十分これは分かっていると思うんです。それなのに今まで放っておかれた。そして、粘土質ということもちゃんと理解されておるのですが、それについて一応、高圧洗浄、こういう計画をしているということなのですが、高圧洗浄で一時的に改善の可能性があるが、再び目詰まりを起こした場合はどうするのか。そして、この時期はいつごろになるかということもよろしくお聞きしたいと思います。お伺いします。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 洗浄によります効果を見きわめながら、土壌改良と次の対策を検討し、改善を図ってまいり所存でございます。時期につきましては、できるだけ早い時期にということでお答えさせていただきます。

増田副議長 赤井君。

赤井議員 できるだけ早い時期ということなのですが、今年の運動会で雨が降らなかったらいいんですけど。これ、また降ったら同じ状況になると思うんです。だから、それまでに私はやってあげた方がいいのではないかなと思うんです。あるいは天気になれば、天気になればといって、皆さんがそう祈って天気になれば一番いいんですけどね。私はそのように思います。そして、次の私の質問ですけれども、部長では答えられないかなと思いますので市長に答弁をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

一応、今年度で補正予算を組んで、一刻も早く事業に取りかかるべきではないかなと思います。これについて市長の答弁をお聞かせ願いたいと思います。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 赤井議員のご質問にお答えいたします。

昨年の小学校の運動会は、残念なことに前日、雨がかなり降りまして、翌日の方は天気が回復してきたんですけども、グラウンド整備に非常に時間がかかったということでございます。議員おっしゃるように、どこの小・中学校のグラウンドも雨でひどい状態になっておりました。開始時間を30分から1時間、ご指摘のように、當麻小学校の方は、ほかの小学校、中学校のグラウンドに比べまして水はけが悪かったことを記憶しております。ただ、行政の予算組みといたしましては、基本的にはやはり補正というのではなくて、本予算で組んでいくべきやと思っております。議員ご指摘のように、その日、運動会が雨ではまず延期になると思うんですけども、事業の緊急性ということにいたしましては、最大限急ぐ事業という範疇には、私は考えにくいのかなという思いがいたします。子どもたちや保護者の皆さん方にはご迷惑がかかる可能性もあると思うんですけども、次年度の計上で改善を図っていきたいという思いでございます。議員がおっしゃる意味は非常によくわかります。できるだけ早くという思いの中で、今、実は逆に補正を組んでも、時間的には運動会には間に合わないという時期になりますので、翌年の運動会には必ず間に合うようにという思いの中で急がせていただきたいと思っております。

以上でございます。

増田副議長 赤井君。

赤井議員 市長からは一応、来年度ということでお答えをいただきましたが、できるだけいい条件の補助金があれば、また探していただいて、できるだけ早くできるものがあればやっていただきたいと思っておりますので、一つその点、よろしく願いいたします。

次に、私は當麻小学校へは余り行くことがないんですけども、その中で當麻小学校の耐震は全部できてますかと聞いたときに、いや、実は礼法室の耐震ができていないというお答えを聞いて、え、何で、小学校は全部できてるのと違いますのと言ったら、いや、そこだけができてないんですと。これにはいろいろ何か事情があったみたいで、その事情も私はわかりませんでしたので、小学校のPTA会長とか西井議長にいろいろ聞きまして、これは地域の皆さんから建てていただいた建物やということでした。しかし、学校の敷地内に建てておるものであれば、やはり當麻小学校の持ち物であるということには間違いのないことであれば、耐震をやるのか、あるいは耐震ができないのであれば、それにかわるものを建てていただければいいのではないかなという考えのもとに、ここで一般質問で皆さんにわかっていたような回答をいただきたいと思い、一般質問という形にさせていただきました。

當麻小学校の礼法室は、建築後約50年が経過した耐震対策のない木造建物で、地震など災害発生時には倒壊の恐れがある危険な建物であります。いつまで放置されておくのか、お答えをいただきたいと思っております。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 ご質問の當麻小学校の礼法室でございますが、地域の方々のご寄附により昭和39年に建築された木造平屋建ての建物でございます。現在もさまざまな会議の場として使用されておりますが、建築後約50年を経過し、耐震対策、防火対策につきましても機能を有していな

い現状でございます。また、この建物は當麻小学校の正門の近くにあり、児童が頻繁に往来する場所でもあることから、万一の災害などでの事故を防ぐその対策として、建替えを検討しているところでございます。

増田副議長 赤井君。

赤井議員 今、部長から建替えを検討しているということなのですが、どのような計画を立てておられるのか。そして、また、頻繁に児童が近くを通るということで、もし地震でも起きて倒れた場合、子どもさんにもし万が一事故があったら困るので、私としては、できるだけ早い時期に何らかの方法を考えていただきたい。というのは、誰であろうとその建物の中で何かをされて、もし地震でも起きて倒壊した場合は、その責任は誰にあるのかということになってきますので、建物をまだ取壊ししないというのであれば、その付近については何らかの対策をしていただきたい。そういうように私自身は思うのですが、そこで、どのような計画を立てているのか、それも含めてお答えをいただきたいと思います。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 まず、建物の計画の方でございますが、計画といたしましては、軽量鉄骨造平屋建ての会議室としての用途を有するものを計画しておりますが、建築に当たり、これまでさまざまな補助金も検討いたしましたが、該当するものがなく、また、近年の市の財政状況の厳しい中でもございます。この建築予算におきましては、平成27年度に旧當麻教育奨学事業団の精算金をご寄附いただいております。現在はその精算金を教育基金としておりますが、今後この基金の一部を、関係する方々のご理解もいただきながら充当させていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

増田副議長 赤井君。

赤井議員 恐らく今でもPTAの方は使われてると思うんです。それに対してそのまま使っていたのか。私は危険やと思うんです。だから、それを踏まえて當麻小学校の方へ、例えばPTAさんが使っておられるのであれば、会合はこちらでしてくださいとか、あの場所はもう使用禁止に私はしていただきたい。万が一のことがあったら大変ですので、それだけは強く言っておきたいと思います。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまのご質問の件ですが、まず、建築計画の方を早急に立てまして、当然、先ほど申しましたように、基金の関係する方々のご理解もいただかなければならないというところでもございます。そういったことで、あらかじめ相当程度の見通しを早急に立てた上で、新たに建築計画をしっかり立てていきたいと考えております。

以上でございます。

増田副議長 赤井君。

赤井議員 最後に、私の方から市長にこれについてご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 赤井議員のご質問にお答えしたいと思います。

當麻小学校の作法室といいますのは、実は教育施設ではございません。それで耐震補強等の大規模改修の中から外れた建物であるという理解の仕方をしております。ですから、その施設の使い方というのは歴史がございまして、必ずしも学校だけで使っていたものではないという理解をしております。今現在は、たしかPTAの会合等でお使いになってるということでございますが、赤井議員の趣旨の中で、PTAの会合をしばらくの間、建替えが終わるまでの間、学校施設等というお話なので、そのことは當麻小学校の中で話し合っていたべき問題なのかなという気が私はいたします。ご意見をいただいておりますので、教育委員会の方で検討していただきまして、當麻小学校の方で最終的な判断をしていただければなという思いでございます。それで、議員のご質問の中で、作法室の建替え等のお話が出ております。かなり具体的な返答をさせていただいております。財源といたしましては、補助金が全くつかない建替えになります。ですから、もともとの旧當麻町の教育奨学事業団の精算金が今現在、平成27年度の方に教育基金として、今ためておる状況でございます。本来、磐城小学校、當麻小学校のたしか創立100周年前後の記念事業の残金として、基金といいますか、奨学事業団の方が残ったお金の金利をたしか奨学金として配布していた事業でございますが、解散に伴いまして葛城市の教育基金の方にご寄附をいただいたというものでございます。精算は終わったのですけども、その事業団の方とも若干の打診といいますか、お話をさせていただいております。そういう趣旨に沿った形の建替えの事業なんですけどもということで、ご相談をさせていただいた経緯もでございます。非常に、いや、それでしたら本来の事業団としての趣旨に合うという返事をいただいておりますので、財源といたしましては、基金の取り崩しという形にはなるんですけども、その財源をもって建替えをしたいと思っております。その年度がいつになるかというのは、これからの話になるかと思っております。

以上でございます。

増田副議長 赤井君。

赤井議員 市長から最終的な答弁をいただきましたので、それを実行していただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、空き家対策全般について。空き家対策事業については、6月の補正予算案に計上されておりますので、できるだけ事前審査に当たらないように質問をしていきたいと思っております。

市の空き家対策については、平成29年6月補正で計上されており、補正予算案の審議の中でその内容や是非について審査されることになると思うので、事前審査に当たらない範囲内で、市の状況や考えについてお伺いしたいと思います。市において、市内の空き家の状況をどの程度把握しているのか、よろしく願いいたします。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 総合政策企画監兼企画部長の本田でございます。ただいま、赤井議員からのご質問につきまして回答させていただきます。

空き家の状況につきまして、市における対策の検討に先立ちまして、机上での簡単な調査を昨年度実施させていただいております。その手法、結果等について簡単にご報告させてい

ただきますと、まず、水道事業における上水道の使用状況をもとに、平成27年4月から平28年3月までの1年間を通して、一般用の上水道の使用料がゼロトンであった住宅、いうならばほとんど住居としての利用がないような住宅というものを空き家の候補として抽出をさせていただいております。その上で、住民基本台帳の情報であるとかGISの地理情報等をもとに空き家であるかどうかの絞り込みを行ったところ、市内には少なくとも約250件程度の空き家があるのではないかと推測をされております。なお、この調査につきましては、あくまでも机上での簡単な調査でございます、実物を見ているわけではございません。また、この1年の間に変動もあるかと思いますので、実地確認であるとか聞き取り等を行いながら詳細の把握に努める必要はあるかと考えております。

以上でございます。

増田副議長 赤井君。

赤井議員 机上での調査をした中で、市内の空き家の分布などわかっていることがあれば、お伺いしたいと思います。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまの質問でございますけれども、あくまでも先ほどの調査結果に基づく回答とはなりますけれども、山麓地域といった山間部よりも、むしろ東和苑であるとかフルールといった過去に大規模に住宅開発を行った地域などの市街化区域といったところを中心に空き家が多く分布している傾向にございます。こうした地域におきましては、今後高齢化に伴いまして、そういった空き家が更に増加することと、そういったものが懸念をされております。

以上でございます。

増田副議長 赤井君。

赤井議員 市内にも一定の空き家があることがわかっている中で、市において条例や規定といった体制面の整備状況はどうか、お伺いしたいと思います。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまの質問についてでございますけれども、適切な管理が行われていない空き家等は、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているということを踏まえまして、政府において平成26年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家対策特別措置法、そういったものを制定しております。特別措置法の第4条におきましては、市町村においては、空き家等対策計画の作成や計画に基づく対策の実施など、必要な措置を適切に講じるよう努めるものとされております。こうした政府の動きを踏まえながら市の取り組み状況を申し上げますと、特に対処が必要となるような特定空き家と言われているようなものもございまして、これに対する対処の手段等を定めた適正管理に関する条例であるとか、特別措置法に規定されております空き家等対策計画、そういったものの規定の整備が十分されていないというのが現状でございます。

以上です。

増田副議長 赤井君。

赤井議員 市として現状は、詳細な把握もできていない、体制も十分整っていないという中で、今後、市としてもしっかり進めていきたいという意思表示が今回の補正予算案につながっているのではないかと推測いたします。空き家対策について、市として今後の方向性や考えがあれば、お伺いしたいと思います。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問についてでございますけれども、まずは市として市内にどのくらいの空き家があり、どのような状態があるか、その詳細を把握しながら空き家に関する情報、そういったものが市の方に集まってくる仕組みをつくるのがまず必要な取り組みであると考えております。そうした市の状況を把握した上で、市にとって必要な対策を計画として策定していきたいと考えておりますけれども、特別措置法第3条におきましては、空き家等の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとされております。そのため、対策の検討に当たりましては、基本的には所有者または管理者の方に特定空き家、そういったものが発生しないよう空き家を適切に管理していただくという考えに立った上で、そういった空き家の利活用の推進であるとか、特定空き家に対する除却といった行政代執行、そういったような対策を講じていくのが原則であると認識をしております。また、計画に基づく対策の実施とあわせまして、消防署といった関連機関との連携も必要になってくると認識をしております。そうした観点を踏まえながら、全体として市内の空き家が適正に管理されるよう必要な対策というものを今後検討、推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田副議長 赤井君。

赤井議員 私が考えているような状況を全てお答えいただきまして、ありがとうございます。今後また一層この問題についてもいろいろ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

増田副議長 赤井佐太郎君の発言を終結いたします。

次に、2番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、内野悦子君。

内野議員 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大きくは、子どもが元気に安心して過ごせる環境づくりです。1点目は、就学援助におけるランドセル等新入学児童・生徒学用品費の入学前支給を可能にするための対応について。2点目は、子ども医療費助成について。3点目は、公立幼稚園、小・中学校におけるトイレ環境の整備について質問をさせていただきます。

これよりは質問席にて行わせていただきます。

増田副議長 内野君。

内野議員 それでは、よろしくお願いたします。

まず1点目ですが、就学援助におけるランドセル等新入学児童・生徒学用品費の入学前に支給を可能にするための対応についてですが、これまでは、新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用について支給はされるものの、国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象を小学校入学前を含まない児童または生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給になっておりました。今般、文部科学省は、その要保護児童・生徒援助費補助金要綱を平成29年3月31日付で改正をいたしました。改正をすることにより、就学援助要保護児童のランドセルの購入等、新入学児童・生徒学用品費の単価を従来の倍額、市町村においては、単価は違いますが、葛城市においては小学校2万470円なので、倍額になりますと4万600円、中学校は2万3,500円なので、倍額になりますと4万7,400円になります。また、その支給対象者に、これまでの児童・生徒から新たに就学予定者を加えました。文部科学省からは、この改正に合わせ、平成30年度からその予算措置を行う通知がなされたところでございます。

しかしながら、措置はあくまでも要保護児童に限ったものであり、今回、準要保護は対象になっておりません。また、要保護児童・生徒の新入学用品の支給は、基本的には生活保護制度の教育扶助である入学準備金から既に入学前に支給をされているため、本市において、文科省の制度改正に伴う要保護児童・生徒に対する予算及び制度の変更は、一部の例を除き、基本的には生じないと認識をいたします。そこで、本市の就学援助の現状、また、要綱改正についてどのようにお考えかを伺います。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 それではまず、要保護、準要保護の対象者のご説明をさせていただきます。要保護の対象者につきましては、生活保護法第6条第2項に規定する、生活保護を受給する保護者でございます。準要保護者につきましては、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者で、基準といたしましては、市町村民税が所得割と均等割ともに非課税。また、国民年金保険料の免除を受けている。あるいは児童扶養手当を受給している者でございます。

次に、このたびの要保護児童・生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正についてでございますが、要綱では、これまでの対象者は学齢児童の保護者とされ、小学校入学前の者は、いまだこの学齢児童に該当しないため、当該補助の対象とはされていませんでしたが、改正後は、児童または生徒、または学齢児童または学齢生徒の保護者とされ、就学予定者の保護者を加え、入学年度開始前の支給も補助対象にできるよう交付要綱の改正が行われたものでございます。

以上でございます。

増田副議長 内野君。

内野議員 なぜ、要綱の内容が改正されたのか。公明党は子どもの貧困対策の観点から、就学援助の拡充を一貫して推進してまいりました。小学校入学前の支給については、3月10日の衆議院文科委員会で富田氏が、自治体独自の判断で実施する場合、国庫補助の対象になっていないことを指摘し、政府に国が要綱を変えればできる。早急に検討をと主張しました。義家弘介文科副大臣は、検討を行っているとの見解から大きく踏み込み、速やかに行いたいと明言をいたしました。これを受けて、同省は3月31日付で補助金交付要綱の改正を行い、補助の対

象に就学予定者の保護者を追加され、小学校への入学年度開始前に支給できることを明記した通知を都道府県教育委員会宛てに出されました。通知では、2017年度の同補助金の単価が、支給額の2倍に増額をされたことも周知されていると思います。国が要綱改正をされたわけですが、それを受けて、本市においても小学校入学前に支給をしていただくことは可能でしょうか。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 現在、生活保護受給者の方は生活保護費の中から支払いをされますので、それを除く要保護者について6月上旬に申請をいただき、非課税状況を判定の上、8月に支給します。3月以前に支給するためには、課税状況の確認方法の検討やそのシステムの変更並びに要綱、内規などの変更が必要であり、今後、近隣市町村の状況も情報収集の上、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

増田副議長 内野君。

内野議員 だったらどうするのかをお聞きしたいのですが。それでは、県内市町村ではどうかということも、今、お聞きさせていただけますでしょうか。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 3月末までの支払いの、今現在、私どもで押さえております県内の状況でございますが、現在のところ把握しておりますのは、まず、12市のうち奈良市が新中学1年生に対してのみ支払いを3月に行っている状況でございます。その他の市の方は、現在、確認いたしましたところ協議中というところでございます。また、近隣の方の状況でございますが、上牧町が2月に支払いを行っていると。また、王寺町、河合町、この2町も小学校、中学校とも新入学予定者に対し3月の支払いを行っているという状況でございます。

以上でございます。

増田副議長 内野君。

内野議員 ただいま、入学前に支給をされている市町村をお聞かせいただきましたが、私の方でも今回調べさせていただきましたところ、平群町も来年の入学前に支給とお聞きいたしております。そして、お隣の御所市においても、入学前に支給を今回、定例会でお決めになったことも聞かせていただいております。就学援助の準要保護児童・生徒に対する新入学児童・生徒学用品費の対応については、今後、文科省の通知に従っていただき、その単価の変更及び入学前からの支給について、本市においても判断していくこととなりますが、今回の国の改正の趣旨及び準要保護児童・生徒の現状を鑑みた場合、平成30年度から実施できるよう準備を進めることが重要であると考えます。

平成30年度、新入学児童・生徒学用品費の入学前からの支給に対応するための予算措置、システム変更、要綱等改正について、今から確実に準備を進めていただくことが必要です。市長の決断こそが、未来の希望の宝である子どもたちの平等に教育を受ける環境づくりにつながる大切な、大事なことと思います。本市においても確実に準備を進めていただきたいと思います。思っておりますが、市長のご見解をお聞かせください。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 要保護、準要保護とものご返答という形でよろしいんですね。原課の方から説明しましたように、前年の所得状況をもって6月に申請の審査をした上で、8月に支給してるというのが現在のやり方でございます。それは非常に理にかなったやり方やと思います。あくまでその所得によって、そういうある種、生活保護等が受けられるのか、受けられないのか、1年間の中でそれを見た中で、その結論に基づいてサービスをするというやり方というのは正常なやり方で、そのやり方を3月に支給するということは、1年さかのぼったものを基準とするということです。それが前々年度の所得をもって対応するべきとなると、どの程度の誤差が出るのかという懸念があります。当然、所得と申しますのは毎年変わりますものですから、逆に、以前は所得があったのになくなったという場合もありますし、いい仕事が見つかって、それでまた所得が発生してくるということもありますので、ですから、その辺のいろんな手続上、変えるということになるとどういう影響が出るのかということをも、近隣の市町村がやられてますので、そのやり方も1回研究させていただきたいなと思います。議員ご指摘のように、できるだけ早い時期に、方向性としては確かにそういう方向性で間違いはないと思うんですけども、そういう何と申しますか、手続上の誤差が出るところが非常に気になりますので、行政手続としてそれが果たして正確なものになり得るのか、どういう変更をしたらその手続ができるのかということを確認させていただいた上で、導入の方向で検討していきたいと思います。

以上でございます。

増田副議長 内野君。

内野議員 国も要綱を変更いたしまして、また、8月に入ってくるとどうしても一番お金の要る入学前、ランドセル、また制服などそろえるのに、やはり3月、入学前の支給は本当に切にお願いしたいところでございます。また、近隣の市町村を見ながら、もう一歩いろいろと調べて実証していただけるということでございますので、早急にお調べいただいて、今年度補正予算を組まないと来年度可能にはならないと思いますので、どうか早急によりしくお願いをいたします。

それでは、続きまして、子どもの医療費助成についてを質問させていただきます。国においては、市町村が行っている子どもの医療費助成について現物支給化した際、国民健康保険の国庫負担を減額調整するというペナルティー的な措置をしてきたところであります。しかし、このことについては、少子化対策と矛盾することから、公明党の山口那津男代表は昨年12月、参議院の代表質問でこのペナルティー撤廃に向けて言及。これを受け、国では、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で見直しに向けて検討されてきました。その検討を踏まえ、国保基盤強化協議会で塩見厚生労働大臣から国の見直し方針が示され、平成30年4月より、未就学児までを対象に医療費助成について減額調整措置を廃止されることが決定となりました。また、県においても、3月7日、岡山県議会議員が代表質問に立ち、子ども医療費助成制度について質問。その内容は、子ども医療費助成制度の現物給付方式の導入に向け、県がリーダーシップを発揮して市町村と検討を始めてはどうかとの内容で、荒井知事は、県

と市町村との間で、また、市町村間では認識を共有化することを目的に、県と市町村による勉強会の開催について市町村に働きかけを始めてまいりたいと考えていますとの答弁でございました。

県と市町村の協議においては、支払い方法のほか、子ども医療の実態、需要と供給の実態、そのようなことも含めて市町村と研究、協議を進められるようにしていきたいとの前向きな答弁がございました。

また、本市においては、どこの市町村よりも早く、平成26年4月1日から全ての保険診療に対し、15歳まで助成を受けるようになり、子育て世代の親御さんは安心して子育てができると言われ、喜ばれているのも現状でございます。本市の子ども医療費助成についての現状をお伺いいたします。

増田副議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部長の松村でございます。ただいまの子ども医療への助成についての現状でございます。

現在、子ども医療費助成につきましては、葛城市乳幼児等医療費助成条例に基づき、対象年齢を中学校卒業までとして、対象を入院、外来、調剤など全ての保険診療医療費としております。助成の方法につきましては、受給者が医療機関の窓口で健康保険証と福祉医療受給資格証を提示し、医療保険の自己負担分だけをお支払いいただくという形になっております。支払いのデータは、医療機関から国保連合会を通じまして各市町村に届き、原則3カ月後にあらかじめ登録されている口座に支払い額から一定の負担額を差し引いた助成金が振り込まれるという自動償還方式になっております。

助成に際しましての定額の負担金は、1医療機関、1カ月当たりで、外来で500円、入院に当たりましては、14日未満は500円、14日以上では1,000円、調剤につきましては負担額なしとなっております。

次に、実績でございますけれども、子どもにつきましては、平成29年3月末の受給者5,043人、平成28年度中の助成件数で5万9,542件、助成金額は9,865万9,668円でございます。なお、この医療費助成事業につきましては、奈良県福祉医療費助成事業補助金を2分の1の財源としながら、所得制限を超える部分並びに定額負担金の500円の差額については、市単事業として現在実施しておるのが現状でございます。

以上です。

増田副議長 内野君。

内野議員 今もご答弁がございましたが、本市は自動償還払いで、一旦窓口で医療保険の自己負担額を支払う方式でございます。であれば、お母さん方が病院に行ったときに、幾らかかるかわからないという不安があります。現物給付方式の導入では、先ほども部長に申しいただきましたが、窓口で500円または1,000円を、定額の一部を負担金を払うことで済むということでございます。現物給付方式の導入においては、初めも申し上げましたが、国が未就学児まで対象に医療費助成について減額調整措置が撤廃されていることが決定されました。このことは経済的に、またご苦勞をされている若いご夫婦にとっては、大変ありがたい制度になる

と思います。

医療費助成については、さまざまな検討課題はあると思いますが、ぜひ本市としても、子ども医療費窓口負担無料化に向けての取り組みをお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

増田副議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 ただいまの乳幼児医療費助成事業につきましては、子育て家庭への経済的支援並びに少子化対策の一環として、子どもたちの健やかな成長と福祉の増進を図る目的として取り組んでまいりました。乳幼児医療費助成は、ゼロ歳から就学前までの乳幼児、それと小・中学生の小児を対象としております。今回の国保補助金の減額調整の廃止の決定につきましては、あくまでも就学前までの乳幼児に係る部分でございます。乳幼児部分を対象に、医療費窓口の現物給付方式を導入することは、助成事業実施主体であります葛城市の問題ではありませんけれども、県内の医師会、医療機関、データ連携を行う国保連合会の影響を考えますと、県内全ての市町村の導入範囲の足並みをそろえるというのがまず第一であると考えております。また、乳幼児部分には現物給付方式を導入するさまざまな問題がございます。例えば、受給者の窓口での定額負担金は、市町村間では異なった設定になっております。小・中の小児医療、障がい者、ひとり親医療など、自動償還方式と現物給付方式の混在においては、特に医療機関の窓口で請求誤りの原因になるのではないのでしょうか。今後、県が開催される勉強会で、県と全ての市町村がさまざまな検討課題を整理し、検討を始めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田副議長 内野君。

内野議員 今もご答弁の中で、さまざま課題等もあるということは重々承知をいたしております。でも、国の結論は、平成30年から未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置は行わないこととされたということでございます。また、現物給付方式の未実施の県でございますが、昨年の7月時点では、奈良県を含めて、福井県、三重県、岩手県、長野県、沖縄県、また鹿児島県は来年10月から開始をされるので、6県が導入されていないという状況でございます。また、奈良県に引っ越してこられたお子様を持つお母様からも、ここは窓口で医療保険の自己負担額を払うんですね。以前住んでいたところは、500円払えばいいだけで安心して子育てができました、とのことはよくお聞きをさせていただきます。何とか早くこれを解消して、少子化対策、子育て支援に資するように、行政としても進めていただきたいと思います。

現実に子育て中の若い世代のお母さんからですが、お給料前に子どもが熱を出してしまうと、病院で支払いに幾らかかるかわからないので、連れていくことができないときがあったなど、つらいお話も聞くこともございました。子どもは病状が急変するかもわからないという不安を親は抱えております。葛城市の子どもたちが安心して医療が受けられる優しいまちづくりは大変重要だと思います。

先般、3月7日、同党の朝岡議員と阿古市長のもとへ、子ども医療費の窓口無料化に向け、

奈良県との検討の場を求める要望書を提出いたしました。要望書を気持ちよくお受けいただきました。葛城市としてどのような方向で検討されていくのか、市長のお考えをお聞かせください。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 内野議員のご質問にお答えしたいと思います。

3月に確かに来ていただきまして、見させていただきました。その中で、答弁といたしましては、市民生活部長がした答弁が理事者サイドの答弁でございます。導入をしていくのには1つタイミングというのがあると思っております。まず、来年度、国民健康保険につきましては、県一に変わります。その中で今現在、葛城市の国保会計にどのような影響を及ぼすのかというのが、まだシミュレートができておりません。その中で今の制度に踏み込むというのは、やはりシステムの状態を考えますと難しいのかなという思いがしております。

それともう一つ、私は、公約として申し上げたのは、高校生までの医療費無料化を検討したいということで、実はどれぐらいかかるのかということシミュレートいたしました。年間約1,000万円かかるそうでございます。ですから、それも含めまして、次年度の国民健康保険の県一の状況を検討させていただきまして、踏み込んでいきたいなという思いでございます。委員がご希望されている年度とは若干ずれるかもわかりませんが、それは、確かな制度にするための検討の期間になるのかなと。通常の毎年行ってる国民健康保険とはまた会計が変わってきますので、その辺を正直なことを言って懸念してるというのが実情でございます。そのタイミングで必ず検討はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

増田副議長 内野君。

内野議員 市長からのご答弁、ありがとうございます。くどいようですがけれども、子どもの病状の急変や思わぬけがなど、子どもの医療体制や支払い方法の改善は、子育て中のどの家庭も望んでいるところであります。未来の宝である葛城市の子どもたちが、元気で健やかに育っていただくためにも、また、いつでも医療を受ける体制づくりを切にお願いしたいと思います。どうか県知事と市町村による勉強会の際には、市長の前向きなご意見をよろしくお願いしたいと思います。

では、続きまして、次の質問に移らせていただきます。公立幼稚園、小・中学校におけるトイレ環境の整備についてですが、公立小・中学校に通われる児童のお母さん方から、小学校の洋式トイレが少ないため、よくスカートをぬらしたり、帰ってくるなりトイレに駆け込むんです、とのお声をいただいております。私も学校のトイレ環境については全くわかっていなかったため、現場視察に行かせていただきました。先生にご無理をお願いいたしまして、春休みを中心に放課後、小学校5校、中学校2校を回らせていただきました。本当に学校によってさまざまございました。

少し話は変わりますが、NPO法人日本トイレ研究所が子どもの排便、生活実態の把握のため、全国47都道府県の小学生4,833名の保護者を対象に、小学生の排便と生活習慣に関する調査を実施しました。そのレポートをご紹介します。その結果、小学生の5人に1

人が便秘状態であることや、小学生の2人に1人が学校でうんちをしない、またはほとんどしないと回答するなど、子どもの排便生活における実態があり、生活習慣や食生活が多様化する中、子どもの便秘が増加をしています。この背景には、家庭での生活習慣や食育、また、学校トイレの老朽化や洋式であるか否か、または小学校での排便教育が浸透していない現状があると思われまます。研究会の調査ではありますが、私は、トイレの問題は子どもたちの発達や発育や健康に密接に関係すると考えます。

学校のトイレといえば、臭い、汚い、暗いという負のイメージが浮かびます。トイレ環境の衛生管理ですが、現在、公立幼稚園、小・中学校の使用できない、また悪臭等の現状をお聞きいたします。なぜかと申しますのは、私が回らせていただいたときに、使用不可が目立ちました。また、数カ所において、トイレのドアを開けるやいなや、もう本当にすごい悪臭が鼻についてきたのでございます。その階は、6年生の教室がある階のトイレでございました。子どもたちもこのトイレを使用してるかと思うと、本当に我慢してるのではないかなとも思いました。そこで、公立幼稚園、小・中学校のトイレの現状と対策について伺いをいたします。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまご質問の小・中学校のトイレの状況の方でございすが、まず、使用できないトイレの方でございすが、現在、白鳳中学校の北館にございす身障者用トイレが2カ所ございす。このトイレにつきましては、以前からも排水がスムーズにできないなど何でも修繕を行っていたところございす。身障者トイレは、身障者の方はもちろんのこと、体の不自由な方やお年寄りなどが利用されるトイレであるため、今後は排水管本管の状況を調査し原因を突きとめた上で、その改修に取りかかっていく予定をしております。

次に、臭気の強いトイレについてでございすが、磐城小学校の新館2階男子トイレ及び北館2階渡り廊下にある男子トイレの2カ所ございす。新館のトイレにつきましては、磐城小学校の中でも最も古い構造で、1カ所の高所タンクから5基の小便器に一定時間間隔に一斉に流す方式であり、機器の老朽化により十分な水量が得られていないことから、小便器の排水溝に尿石等がたまり、それが臭気の原因の1つであると考えられます。この対策といたしまして、新館トイレにおきましては強力洗剤を使用し、小便器の尿石等の除去を行いました。また、高所タンクの調整を行い、数日後に現場を確認いたしましたところ、気になる臭気を感じることはございせんでした。北館トイレにおきましては、同様に強力洗剤により小便器を清掃し、数日後に確認したところ、こちらも臭気を感じることはございせんでした。

今後も各学校、幼稚園のトイレの状況を的確に調査、確認をいたしまして、学校との連携を密にしながら、快適な学習環境を維持していくよう努力してまいる所存でございす。

以上でございす。

増田副議長 内野君。

内野議員 悪臭の原因は、長年にわたっての尿石がたまつたということで、水の流れも悪い。また、強力洗剤を使つての除去をしていただいたということで、今はおさまっているということで

ございますね。ありがとうございます。

公立小・中学校の老朽化とともに、トイレも傷んでおります。どうぞ当該部局におかれましては、トイレ環境の整備について、迅速な対応を今もしていただきましたが、今後もよろしくお願いをいたします。

では次に、学校は児童・生徒が1日の多くの時間を過ごす場所であります。自宅の洋式トイレで育った世代が学校の和式トイレに戸惑い、抵抗を覚えることは容易に理解ができます。自宅に帰るまで耐えるつらさも想像にかたくない。学業への影響はもちろん、先ほども申しましたが、便秘など健康面での心配も尽きない。洋式化が急がれる理由がここにあると思います。本市の洋式化率と今後の整備計画についてと、学校は地域の皆様の広域避難所にもなります。どのようにお考えでしょうか。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 幼稚園、小学校、中学校の洋式化率の現状でございますが、平成28年度9月現在、小学校5校で52.0%、中学校2校で31.4%、幼稚園5園で65.3%となっており、全体といたしまして49.7%の洋式率となっているところでございます。本年度におきましては、新庄小学校女子職員トイレを現状、洋式1基、和式2基から洋式3基に、また、忍海小学校屋外トイレの和式3基から洋式3基への改修工事を行う予定でございます。今後は各学校、幼稚園の校舎はもちろんのこと、災害時には広域避難所の位置づけともなっております体育館のトイレにおきましても、洋式化率の状況、また、現場の状況を見ながら計画的に洋式化への改修を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

増田副議長 内野君。

内野議員 洋式化率を今お答えいただいたんですけれども、現場の状況を見て計画的に進めてまいるとのご答弁でございました。今、洋式化率をおっしゃっていただいたら、ほぼ半分はできているじゃないかというふうな感じの数字に見えるんですけれども、また、本年度は新庄小学校女子職員トイレを洋便器3据えに、また、忍海小学校屋外トイレにおいても洋便器3据えに改修工事を行うということでございました。子どもたちのトイレ環境もですが、職員トイレの方も大事であると思います。他の学校においても状況調査をしていただき、職員トイレの方もよろしくお願いをいたします。

今、部長から本市の全体的な洋式化を言っていただきました。全体的に49.7%の洋式化率ということですが、私は現場へ行っているところと調べさせていただきましたが、細かく見させていただきます。例えば、今回ご相談がありました北小学校では、北幼稚園は洋式化100%でございます。小学校に上がりまして、北小学校では洋便器が10据えで、和便器が35据えでございます。洋式化率が27.8%と、幼稚園で100%の洋式トイレをして、また1年に上がると和式トイレでしないといけないという戸惑いがすごくあると思います。また、北小学校でございますが、体育館にはトイレがございません。一方、新庄小学校では、校舎内では洋便器が45据えに対して和便器が13据えでございます。広域避難所である体育館は、洋便器が7据え、和便器が2据え、運動場は洋便器が3据えと洋式化率78.57%と非常に充実

いたしております。もう少しですが、100%を目指していただきたいとも思います。

また、今後、直ちにトイレ改修の計画に取り組みをお願いしたいことと、学校のトイレは子どもたちだけの問題ではないと思います。学校は地域コミュニティの拠点であり、大規模災害時には避難所となるなど、老若男女を問わず、多くの住民が利用する。実際、東日本大震災や昨年の熊本地震では、避難者の多くが和式トイレに悩まされたとの声を上げていることを忘れてはならないと思うことから、体育館は広域避難所となります。体育館を見ますと、新庄中学校体育館では和便器11据え、洋便器ゼロでございます。武道場も和便器のみで、洋便器はございません。また、北小学校の体育館は、先ほども申しましたが、トイレはございません。忍海小学校の体育館には洋便器はございません。また、磐城、當麻両幼稚園においては、圧倒的に和便器が多く、磐城幼稚園23.8%、當麻幼稚園30%と非常に低く、今年度、年少園児も入園されたこともあり、園児も先生も戸惑ったことと思います。磐城小学校校舎においては、洋便器25据えに対し和便器33据え、當麻小学校は洋便器13据えに対して和便器が23据えと、磐城、當麻両小学校の体育館は、和式、洋式とも半々、50%でありました。磐城小学校の運動場には洋便器はなく、和便器のみでありました。

さまざま、ざっと述べさせていただきましたが、これらのことを踏まえて、洋式化を一日も早く進めていただきたいと思いますが、市長のご見解をお願いいたします。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。教育委員会の方にも各学校が洋式化されているか、されていないか、数等を確認させていただいております。その中で方向性としては、洋式化を随時進めていきたいという考え方でおります。ただ、洋式化するに当たりましては、各学校でばらつきがあるというのは、多分大規模改修等で和式から洋式に変えられているというのが大きなばらつきの原因かなという具合には理解してはるんですけども、和式から洋式に変えるに当たっては、やはり補助事業として持っていくのには、文科省の方で一定の基準がございます。その基準のところをクリアできたものから随時、多分やっていく形になると思いますが、やはり最終的にはほぼ全部を洋式化したいという思いです。

それともう一つ、教育委員会側にも伝えたんですけども、教育委員会でも学校施設以外にいろんな文化施設等がございます。その状況も数を確認するようにと伝えております。また、観光施設等もございます。何と申しますか、高齢化が進むに当たりまして、やはり和式トイレというのが一般的にも使いにくい状況になってきているという認識をしておりますので、市内のトイレの洋式化は、計画性を持って随時進めていきたいという思いでおります。

以上でございます。

増田副議長 内野君。

内野議員 市長のご答弁、ありがとうございます。年次計画を立てて、今後100%に向けて進めてまいるとのご答弁、ありがとうございます。

では、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

増田副議長 内野悦子君の発言を終結いたします。

次に、10番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、吉村優子君。

吉村議員 皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可を得まして、これより一般質問させていただきます。

私の質問は4点になります。出張命令簿について。公用車使用簿について。そして、職員の政治的行為の制限について。そして4点目は、交通安全対策についてです。

なお、これよりは質問席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 それでは、質問に入らせていただきます。今回4点質問させていただくわけですが、出張命令簿、そして公用車使用簿につきましては、どうしてこのような質問をするかといいますと、昨年、この問題につきましてはいろいろと議論がありまして、問題になりました。にもかかわらず、今の段階になっても、その使用が公用であったのか私用であったかも含めて、内容が明確にされていない、どうなっているんだという多くのご指摘を市民の皆さんからいただいております。そういったことから、今後の対応も含めまして、これから質問させていただきたいというふうに思います。

出張命令簿と公用車使用簿につきましては、一対といいますか重なる部分もありますので、質問の中には前後する部分もあるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。

まず、出張についてですが、出張というのはどういうことかと。どういうことが出張に当たるのか、まず出張の定義についてお伺いしたいと思います。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 総合政策企画監の本田でございます。

ただいまの吉村議員からのご質問でございますけれども、条例上の定義を申し上げますと、葛城市職員の旅費に関する条例がございまして、こちらの第2条第1号におきましては、出張につきまして、職員が公務のため一時その勤務する事務所を離れて旅行することをいう、とされております。運用上におきましては、市外への旅行を出張といたしているところでございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 それでは、出張の命令が下りました場合、一般的にはどのような事務の処理をされるのか。それと、出張に係ります書類の保存年限はどうなっているのかもお答えいただきたいと思っております。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問でございますけれども、同じく葛城市職員の旅費に関する条例第4条におきまして、出張は、出張命令権者、任命権者もしくはその委任を受けた者または出張依頼を行う者の発する出張命令または出張依頼によって行わなければならないとされております。事務的な手続といたしましては、まずは出張を行う職員が、出張命令書と言われる様式がございまして、こちらに出張の理由、行き先、行程、旅費などを記入していただきまして、これに出張命令権者、基本的には所属長となりますけれども、こ

らが押印した上で出張を行っていただきます。出張後は、同じく復命書という様式がございまして、こちらに報告を行っていただきまして、旅費を請求するという流れになっております。こうして作成されました出張命令書及び復命書につきましては、5年間の保存期間となっております。

以上です。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 今伺いましたのは、一般的な職員に関する手続ということになります。では、市長の出張についてはどのような取扱いをされているのかをお伺いしておきたいと思っております。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問についてでございますけれども、冒頭の吉村議員のご質問が昨年9月の議会でもという話があったので、そのときの取扱いということも想定されてるかと思っておりますので、そういった観点からその当時の取扱いをご説明させていただきますと、市長につきましては、条例にいう任命権者またはその委任を受けた者に該当する者がおりませんので、出張命令簿といったものにつきましては作成をいたしておりません。なお、市長に随行する職員がおりました場合につきましては、随行する職員について出張伺い、復命書を作成して保存しております。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 任命権者またはその委任を受けた者に該当する者が市長にはいないから作成されていないということになりますけれども、ここに葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例というのがありますけれども、その第9条の中には、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例によるということ、一般職に準ずるということです。ということであれば、これは旅費のことを言ってるのかもわかりませんが、やはり同じ手続をとるべきだと思いますし、それと大事なことだと思いますけれども、常勤である市長に対しましては、いつ、どこにおられるのかということは常に明らかにしておく義務があるというふうに私は思います。そういった観点からいきますと、先ほどの部長の答弁では、随行がいれば随行の出張命令簿でわかるというようなニュアンスのお答えだったというふうにも思いますけれども、市長自身が自分に命ずるということにはなりませんけれども、実際には秘書課が書くことになるでしょうけれども、やっぱり作成すべきで、またその書類は5年保存すべきだというふうに思います。その点についてはいかがでしょうか。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問についてでございますけれども、先ほど議員が申し上げたとおり、特別職の旅費につきましては、一般職の職員の例に準ずるものと規定上なっております。準じている中で、出張命令権者の発する出張命令ということになると、中で出張命令権者がいないという意味合いで作成をしていないというふうに考えております。そういったところにおきまして、規定の形では適切に取扱っているというふうに認識はしております。

以上です。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 それでしたら、改善を求めたいというふうには思うんですけども、次、まず公用車の方に移りますけれども、公用車を使用した場合の運転記録、これは残っているのでしょうか。その点についてお伺いしておきます。

増田副議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。よろしくお願いたします。

公用車の使用に関してでございますが、職員等が公用車を使用したときにおきましては、葛城市自動車の管理及び使用に関する規則、これによりまして自動車の使用簿等の様式は定められているところでございます。運転者につきましては、当該自動車の使用後に自動車の使用状況を自動車使用簿により自動車管理者に報告することとなっております。内容的には、自動車使用簿への記載内容につきましては、使用日時、用務、行き先、走行距離、運転者名及び同乗者名、さらに、燃料の種類及び給入量を記載する様式になっておりまして、これを保管することとなっております。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 その自動車使用簿はどのように管理されておられますか。

増田副議長 安川総務部長。

安川総務部長 その管理の方法についてでございますが、自動車使用簿に記載されました内容等につきましては、自動車を保有し管理する課の長である自動車管理者及び内閣府令で定める台数以上の自動車使用の本拠ごとに選任いたします安全運転管理者により、その利用状況等を確認し、その状況の簿冊を、各自動車を保有、管理している課において保管している状況でございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 それから、公用車使用簿の保存年限についてもお伺いしておきたいと思います。

増田副議長 安川総務部長。

安川総務部長 保存年限についてでございます。本年3月議会の予算特別委員会におきまして市長が答弁いたしましたように、平成29年度の自動車使用簿より、保存年限期限を1年から5年に改めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 今年4月からということになりますね。もともとこれは5年ではなかったのかというふうに思うんですけども、文書取扱い規定の中でいいますと、その第29条第3項第3号、書類の分類の中にですけれども、この3種に属するものとしてその他の文書になると思うんですけども、その他の文書で5年間保存の必要があるものというふうになっていますので、もともとこれは1年ではなくて5年の保存だったというふうに思うんですけども、違います

か。

増田副議長 安川総務部長。

安川総務部長 ただいまのご質問でございます。

もともと旧新庄町、旧當麻町におきましても1年間の保存ということできておきまして、合併以降も1年ということできておったわけでございます。今仰せの文書取扱い規定に即して申し上げますと、おっしゃるように第4種が1年間保存、それと第3種が5年間保存というような規定になっておるわけでございますが、特に第3項第3号におきまして、その他の文書で5年間保存の必要があると認められる文書という意味合いで、過去の状況も把握できるようにこれを適用するものでございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 文書規定のところの同じ第29条第5項のところに、文書分類については保存年限基準表というのを別に定めるということですが、私はこれを以前目にしたんですけれども、そこに公用車管理運転日誌においては、確かに1年となっていました。ところが、ただ、これ、更新日が平成28年12月16日になっていたんです。更新して1年ということは、12月16日以前は1年ではなかったということになるのではないかというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

増田副議長 安川総務部長。

安川総務部長 ご指摘のとおり、昨年平成28年12月に更新をさせていただいたところでございます。それ以前の議会等でも公用車についての議論がございました中で、以前持っていた、ここです。いいです。公用車の保存年限表でございますが、これにおきまして再度、担当課の方に1年であったり5年であったりばらついてるところがございましたので、そういう意味で再度更新した状況でございますが、これにつきましても5年という扱いで、今年4月からするというところで周知をしたところでございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 ちょっとわからない。その1年はさわらずに更新をかけたということですか。5年と書いてたのを12月に1年にしたということですよ。12月の更新で1年という結果になったのだったら、それ以前は1年ではなかったということですよ。それが5年であったか3年であったか私は分かりませんが、1年ではなかったということではないんですか。

増田副議長 安川総務部長。

安川総務部長 説明がうまくできなくて大変申しわけございません。私が申し上げたかったのは、先ほど答弁しましたように、合併以前から旧町時代からは1年間保存という形で合併以降動いておったわけでございますが、もともとの基準として1年という認識ではございましたが、課の一部におきましてばらつきがございました。そういった意味におきまして再度、各課に照会をかけて、1年に行ったところでございますが、市長等の答弁の中でございましたように、この文書につきましても5年保存に改めるということで答弁させていただいております。

たので、今年度4月からそういう扱いで改めさせていただくということを申し上げたこと
でございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 ちょっと答えがわからないんですけど、とにかくずっと1年であったということになるわけですね。ここで言ってもしょうがないからあれですけども。今まででしたら、去年は市長の出張命令簿がないということでした。それと、公用車使用簿も1年で破棄されているから、それ以前のものはありませんよということになっていましたけれども、そうなると問題になりました市長の出張の適法性や確認、検証はすることができないということになるのでしょうか。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問につきましてですけれども、市長の出張に対しまして旅費が発生してる場合がございます。そういった場合につきましては、旅費の請求を行っておりまして、旅費の請求に係る書類、こちらについては5年間保存されておりますので、保存年限内の文書につきましては、使用した交通手段や旅費の額といった、そういった旅費を請求するために必要な事実関係を確認いただくことというのは可能でございます。ただし、旅費が発生しないような、例えば、公用車による出張につきましては、保存年限を過ぎた分につきましては、確認する手段というものはございませんけれども、先ほど市長の公用車についての取扱いという部分があるかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、市長の公用車は、従来の文書取扱いからしますと1年となっている中で、本来であれば平成28年度までが保存されている部分かと思っておりますけれども、そちらについては市長の指示もございまして、平成27年度に係る分についても廃棄をせず残している状況でございます。こちらにつきましては、保存年限内の文書、平成27年度、平成28年度がそれに当たるかと思っておりますけれども、こちらは運行簿に記録されているのが、先ほど総務部長からも答弁がありましたとおり、使用日時、用務、行き先、走行距離、運転者が確認できるのみとなっております。なお、いずれの場合においても、出張の妥当性、適正であったか、そういったものの検証に頼るような出張の仔細を記録した文書となっているかどうかについて、市政検討委員会の中でご確認いただきたいと思いますと思っております、事案の整理、文書の整理、そういったものをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 ということは、平成27年と平成28年は残っているということになるんですよね。出張においてですけども、昨年にも問題になりましたけれども、例えば、複数名の職員を同行しての全国市長会の宿泊を伴う旅費というのがありました。出張というのがありましたけれども、そのどこまでが葛城市の税金を使っての出張と認められるのかと、そういったことがあります。それと、問題になりました市長車の使用簿の用務、行き先の欄にお送り、大阪市内、そしてまたお送り、京都市内というのが資料のあった1年間だけで44回あったという事実があ

ります。こういったことにつきましては、どのような用件でどなたと会われたのか、さらには本当に公用だったのかと。場合によっては返金してもらってくださいという厳しいご意見まで私はいただいています。

今、部長の方から答弁では、旅費を発生しない公用車の出張というふうに言われました。それは会計のということで記録という意味でそうおっしゃったのだというふうには理解しておりますけれども、実際のところ、大阪や京都へのお送りとなりますと、燃料費はもちろんですけれども、高速代を使うこともありますし、お送りして庁舎まで帰られる職員の時間外手当というものも税金から発生するわけです。こういった市民の皆さんの厳しいご指摘があるのも、これは当然かなという思いもしています。市政検討委員会の中で確認ということになりますけれども、こういった1年間の、それも詳しくない公用車の使用簿とかある中で、どのような結果を導き出そうとされているのかなというところがあります。これは、私は本来でしたら、昨年これだけ問題になったときに、前任者の市長は公務であると言いきっておられた以上、もっとこれは公務だということを証明するためにも、詳しく内容を明らかにするべきであったというふうに思っています。当然ご本人は詳細をよくわかっておられるでしょうし、私自身、何か手帳にスケジュールを書くときには、大阪だけとか書かないです。細かくどこに行って、どこの会議で誰と会う。人それぞれですけれども、それを見ればどういう用件かということはわかるようにはしてると思っています。そうした詳細の資料をもって検討委員会の中で、これは公用ですよとか、これは私用ですよという判断ができるのであって、このままだと結論が出ないのではないかというふうに心配しています。それとも、もっと詳しく調べていただくような資料があつて、結果を出していただけるのかなというふうにも思っていますけれども。

1年というふうにこだわっておられまして、公用車全てが1年ですか。各課では5年残っているというふうにも聞いているんですけども、その点はいかがなのでしょうか。

増田副議長 安川総務部長。

安川総務部長 先ほど申し上げましたが、議員仰せのとおり、一部の課におきまして5年保存されておる課がございました。調査の中では、一応6つの課におきまして5年になっておりましたが、これを統一するために、先ほど1年ということで各課に周知したのが昨年12月時点の状況でございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 ずっと市長車の場合は1年というふうに言いきっておられましたけれども、私は1年で何で言いられるのかなとすごいずっと不思議に思っていたんですけども、こんなことはないと思いますけれども、公務災害があった場合は、3年をさかのぼって保険でも請求できるわけです。ですから、1年にこだわらず、ずっと5年保存とすべきであった。今回5年保存ということをしていただけたということですけども、今までは、それは1年というのはどうしてだったのかなという思いがしています。ここまで内容も明らかにされない、1年以前は全部破棄しましたということになりますと、あらぬ疑義を持たざるを得なくなってしまい

ます。市長選挙におきましても、こういったことを問題にされてきたわけですから、やはり明快な答えを出すべきだというふうに思っていますけれども、市長のご意見がありましたら伺っておきたいと思えます。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 吉村議員のご質問にお答えさせていただきます。

公用車の使用簿というのは、今、総務部長が答えましたように、課によって保管の期間が違ったという具合な理解をしているようでございます。その中で私は、実は12月28日にその手の文書が流れたということ把握しておりませんでした。ということは、私の指示ではないということなんです。ですから、どの時点でどういう指示がなされて、そういう整理をされたのかということが、私自身が把握しておりません。ただ、今、答弁の中で出ましたので、私はもう3月の時点で5年ですよということを言いきってますので、保存すべき案件としては5年の保存だという答弁を入れたそのとおりでございます。やはり公用車の使用におきましては、警察の管理簿もたしか3年とか5年とか長い期間でありまして、おっしゃるよう費用を伴うものでございますので、私は当然5年の理解をしております。ただ、どういう形になりましたのかわかりませんが、私にかわりまして、残っております平成27年度からの公用車の使用簿というものは一応残しております。ただ、それにつきまして、じゃ、どう分析するのだということになりますと、公用車を運転されてる方が今現在も職員さんでおられますので、ですから、調査する際には、聞き取り調査をする必要があるのかなという思いでおります。

出張旅費の伴うものは、当然5カ年でございますので、その5カ年分につきましては、同行されました職員さん等も含めまして、現存する資料が残っていると把握しておりますので、そちらの方でさまざまな検討がなされるという具合に理解しております。

それともう一つ、出張伺い等は、市長も職員と同じようにという形式でもう整備をさせていただいております、その形式で今書かせていただいております。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 前向きなお答え、ありがとうございます。それと、私が思いますのは、昨年こういった問題になったときに、これはおかしいですよとか、はっきりさせるためにも公表した方がいいのではないかと、保存年限も5年に戻すべきというような、そういった意見が職員の方から出なかったのかと。そういう思いをしています。前市長といえば、会社でいう社長ですから、社長の意見には従わざるを得なかったのかなという思いもしていますけれども、見ていまして感じましたことは、理事者の言うとおりに黙って従う職員はいい職員で、本当に葛城市や市民にとって何が一番よいのかとって考えて意見を述べる職員は、何か排除されていたような、そんな感じを私は受け取っています。

阿古市長には、これから出張命令簿、それから公用車の使用簿につきましては、誰が見てもわかるような明確な書き方、それから保存の仕方をお願いしたいとともに、それと、職員からのそういった注意が言えるような、風通しのよい職場づくりを目指していただきたいと

いうふうに思っています。

次に、職員の政治的行為の制限についてに行かせていただきます。職員の違法行為、いわゆる非違行為に対しまして懲戒処分を行うことがあるというふうに思いますが、地方公務員法上、どのような規定になっているのか。また、市における職員の非違行為に対する対応はどのようになっているのかをお答え願いたいと思います。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問でございますけれども、一般的に職員の非違行為、非行、違法行為の責任を追求することを目的といたしまして、地方公務員法第29条におきましては、職員の懲戒処分について定めております。同条におきましては、懲戒処分について、処分が軽い順に、戒告、減給、停職、免職、いわゆる懲戒免職でございます、の4つを規定しております。なお、地方公務員法上、これ以外の懲戒処分というものは違法なものとしておりますけれども、行政行為としてではなくて、将来戒める事実行為として、職員の非違行為に対して訓告、文書または口頭での注意、嚴重注意、そういったものの処分を行うことは容認され得るとされております。地方公務員法の規定を踏まえまして、葛城市におきましては、職員の分限または懲戒処分の基礎となる事実及び法の適用について審査するため、葛城市懲罰審査委員会を設置しております。懲罰審査委員会におきましては、設置要綱の別記として、葛城市職員懲戒処分に関する指針、こういったものを規定しておりまして、こちらに基づきまして、この指針の別表に定めております標準的な事例を参考にして、非違行為の動機であるとか対応、職員の責任の度合い、他の職員に与える影響等を総合的に考慮いたしまして、懲戒処分の種類及び程度を適正に判断することとなっております。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 市においては、葛城市職員懲罰処分に関する指針に基づいて適用されているということになります。指針別表の標準的な事例において、地方公務員法第36条に定める職員の政治的行為の制限に違反した場合については、記載があるのでしょうか。また、標準的な事例に記載のない行為については、どのように対応されているのかもお答えいただきたいと思います。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 職員の政治的行為につきまして、指針別表の標準的な事例におきましては、政治的目的を有する文書等を配布した場合には、戒告が相当であると規定しているのみでございます。それ以外の政治的行為についての事例は、特段定められておりません。ただ、指針におきましては、標準例に記載のない非違行為につきましては、標準例に掲げる事例のうち、類似のものを参考に判断するものとしてされております。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 昨年実施されました市長選挙におきまして、一部の職員が政治的行為を行ったという話を聞いていますが、市としてそういった事案を把握されておられるのかどうか。把握されておられるのであれば、どういった対応をされたのかをお聞かせいただきたいと思います。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問について回答させていただきます。

懲罰審査委員会設置要綱第7条におきましては、秘密の保持といたしまして、委員会の委員及び委員会に出席し、または関係した職員その他の者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならないと規定をしております。その仔細について申し上げることは差し控えさせていただきますと思っておりますけれども、昨年10月に行われた市長選挙にしまして、職員の者が候補者の個人演説会の手伝いをしていたという行為、そちらにつきまして昨年12月に市長より懲罰審査委員会に対する諮問がございまして、諮問に基づきまして審査委員会において審査をいたしまして、市長への答申というものを実施いたしております。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 その懲罰委員会における答申はどのような内容であったのかもお示しいただきたいと思えます。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問でございます。

諮問のあった事案につきまして、懲罰審査委員会におきまして審査を行っております。その結果、諮問のあった行為につきましては、地方公務員法第36条に規定する政治的行為には該当せず、したがって戒告には至らない行為といたしまして、口頭注意、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、事実行為としての訓告の処分が相当であるとの答申を行っております。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 現職の市長を囲む会で、会場準備やDVDの準備をしていた職員がいたとか、それからまた、個人演説会でのDVDの作成をしたり、リハーサルを含む会場準備をした職員がいたという話ですけれども、これらの行為に対して口頭注意が本当に妥当であったのかということです。懲罰委員会のメンバーは、内部の職員の方々に構成されているわけですよね。法的な見地から、これらの事例を外部の意見を聞くなどしておられるのかどうかもお聞かせいただきたいと思えます。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問についてでございます。

議員ご指摘のとおり、懲罰審査委員会につきましては、内部の職員で構成をされておりますけれども、こちらの審査会における審査に先だちまして、事務局、人事課の方で行っておりますけれども、こちらで事案を整理する上での参考とするため、市の方で顧問弁護士の方を契約させていただいております。この顧問弁護士にも法的見地からの意見を頂戴しております。顧問弁護士の見解といたしまして、本件行為につきましては、対応としては極めて軽く、戒告に至らない処分を行うのが妥当とは考えるが、本来、職員としてわきまえて行動すべきであり、他の職員への影響を考えると、形として処分を残していく必要はあると、そう

いった意見を頂戴しているところでございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 本当に顧問弁護士の方が、この事例で、極めて軽く、戒告に当たらない処分を行うのが妥当だと言われたのかという思いがしています。先ほどの事例でありました、8月に行われました囲む会での行為は事前運動になりますし、個人演説会になりますと、10月の選挙期間中です。その選挙期間中に勤務時間の中で、庁舎内で職員がその個人演説会用のためのDVD作成をされたと。これにつきましては、先ほどからおっしゃってます地方公務員法第36条の中の第2項第4号にありますけれども、庁舎、施設、資材または資金を利用し、または利用させること、これに当たるのではないかなというふうにも思っています。こういった勤務時間中という点からいいますと、職務専念義務違反にも当たるということになりますし、こういった地方公務員法に抵触すると思われましても、その点はどのようにお考えなのでしょうか。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問につきましてですけれども、いろんな見地から顧問弁護士の方に相談をさせていただいている中で、いろんな複数の事例があるといった場合に、やはりそこに反復性があるのかであるとか、そういうところに意図があるのか、そういうところについて勘案しながら、そういったまた違ったものが出てきた場合には、もちろん違った対応をとることもあり得るだろうということを考えている中で、今回につきまして、職員の方が候補者の個人演説会の手伝いをしているという行為に対しまして、懲罰審査委員会に対する諮問を受けて、審査、答申を行っているというところでございます。

以上です。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 わかりました。それからもう一つ、筆記用具の持ち込み禁止の開票所において、神聖な投票用紙に鉛筆でチェックしたと。100の束ごとにチェックを入れたという行為もあったというふうに聞いていますけれども、その話を聞いておられるのか。市としてどういうふうな把握をされているのかも伺っておきたいと思えます。

増田副議長 安川総務部長。

安川総務部長 先ほどの内容についてでございますが、本件につきましては、まず、選挙事務を取扱っております総務部からお答えをさせていただきたいと思えます。

議員のご指摘のとおり、当該行為があったという事実は把握しております。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 今、総務の方からお答えいただきましたけども、人事の方は把握されているのかもお聞かせ願いたいと思えます。

増田副議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監兼企画部長 本件につきましては、人事当局といたしましても、事実については

把握をいたしておきまして、市長の方まで事実関係を報告させていただいております。

以上です。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 開票所ということですから、会場におられた市民やほかの職員の方に疑義を持たれない、そういった行動を慎むべきだなというふうには思っています。今までの件全てについては、口頭で終わらずに市政検討会で調査するという話も出てるようですけども、しっかりと調査していただきたいというふうに思います。この点について、市長にご所見を伺っておきたいと思います。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 吉村議員のご質問にお答えいたします。

本件につきましては、市政検討委員会で確認作業をとりたいと思っております。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 ぜひお願いしたいと思っています。先ほどの答弁の中では、顧問弁護士の方がつけ加えられている内容としまして、他の職員への影響を考えると、形として処分を残しておく必要があるというふうにも言われています。ぜひ、しっかりと調査して、結果報告をお願いしたいというふうに思います。

先ほどの出張、また公用車使用の質問の際にも言わせていただきましたけれども、市長の命令どおりに従っていたのか、またあるいは、みずから自身の意思で行動をされたのかはわかりませんが、誰のために働くのかを私は考えていただきたいなというふうに思っています。

職員の皆さんが市役所に奉職されるときに、宣誓書というのを読まされます。この宣誓書は、私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体し、全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います。このように皆さんが宣誓されるわけですけども、個人の奉仕者ではなくて、全体の奉仕者ということを忘れずに職務を遂行していただきたい。そのことを強く希望しておきます。

それでは、最後の交通安全対策についてお伺いします。市内の多くの道路の中には、小さな陥没や、またセンターライン、また車道と歩道の境界の白線が消えかかっていたりと不具合が生じていることがあります。こういった道路等の状況把握は、道路管理者としてどのように調査、対処をされておられるのでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

増田副議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。よろしくお願いたします。ただいまの吉村議員からのご質問でございます。

葛城市の市道におきましては、白線や交通安全施設の危険箇所につきましては、大字要望並びに道路パトロールにおいて把握を行っておるところでございます。通学路におきましては、葛城市通学路交通安全プログラムに沿って、各学校からの要望により、通学路安全推進

会議において調査、検討をしておるところでございます。県道につきましても、市道と同様に把握を行っておるのが現状でございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 全体の取り組みを今伺いましたけれども、特に児童・生徒の通学路について、その状況についてどのような形で調査、確認をされているのかもお答えいただきたいと思います。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 通学路の確認の件でございますが、通学路の確認につきましては、まず、各学校PTAの交通安全の担当部会に学校側より依頼いたします。その部会が学校と連携し、通学路の点検を行い、危険箇所を各学校が取りまとめの上、葛城市の通学路の安全確保に関する取り組みの方針である通学路交通安全プログラムにのっとり、事務局でもございます学校教育課の方に報告していただくこととなります。また、あわせて報告時には、該当する区長様にもお声がけをいただいているところでございます。

事務局に報告された事案について、合同点検案を立案し、8月から9月に小学校区ごとに学校管理職、PTA代表、建設課、生活安全課、警察、学校教育課の本合同会議メンバーによりまして合同点検を行っているところでございます。そして、点検の結果から明らかになりました対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じまして具体的対策を検討し、実施に当たっては関係者間で連携を図り、対策が円滑に進むようにしておるところでございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 私は勝手に、休みの期間が一番長い夏休み期間中に不具合箇所の改善がなされるのかなというふうに思っていたんですけども、今の答弁でいきますと、8月から9月の間に会議をなさるという話でした。1回の会議ですよね。違うんですか。この期間中にされるという理由をお聞かせいただきたいと思います。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 ご質問の合同会議の開催時期がなぜこの時期になるかということでございますが、この合同会議は、早い年は7月、例年は大体8月に開催しているところでございます。これは、PTA役員の皆様の改選が5月ごろに行われ、実際に動き出しますのがそれ以降ということになります。そういった関係で、その後、PTAの担当部会の方々と学校が相談の上、危険箇所の点検を大体6月から7月ごろに行っていただいています。その後、各学校で取りまとめ、事務局に報告をいただきます。そのような事情から、大体8月開催となっているような状況でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 いわば、大人の都合といったところですね。PTAの役員改選でいくと、8月から9月、早いときで7月ということになるというお答えでした。私は、その会議はその期間でもいい

んですけれども、通学路でいいますと、ゾーン30とかグリーンベルトとか、そういったものについては、交通安全協会で会議に諮ってしていただくのは、いいかなと思います。私が言いたいのは、通学路の白線なんです。白線になると、そういった会議にけるまでもなく処理ができるのではないかというふうにも思うんですけれども、白線が地域によって、私は格差が明確に出てるような気がしてます。この格差というのはどういったことから出のかなというふうな思いがしてるんですけれども、児童・生徒数、いわゆる利用者数の違いなのか、また先ほど、この会議も小学校区ごとにするということでしたから、小学校区の基準が違うのかなという思いもしてます。いわば、そのときに当たられたPTAの方が厳しければきちっとされる。そうでなければ、あやふやという意味ではないですけれども、白線については余り考慮はされていないのかなという思いがしてるんですけれども、車で通って、通学路でありながら私たちの車の方がきちっと白線がない場合、本来は歩道ですよ。歩道があつてしかるべきところが、歩道との境目というための白線ですから、そこは事故防止のためにもやはりきちっとしていただきたい。その中でも、もっとここは注意すべきというところは、そういった会議にかけていただいて、グリーンベルトをどこからどこまでしていただくという会議にはかけていただきたいなというふうにも思います。

白線につきましては、すぐにも対処していただきたい。そういうようなやり方をさせていただきたいなという思いもしてますけれども、これも要望になりますので、市長の方にそのお答えを求めておきたいというふうに思います。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 白線のみという形でよろしいんですか。市道につきましては、市が責任を持ってさせていただく部分、県道につきましては、県の方にその旨を要望するという部分になります。その中で、合同点検等が8月、9月にあるということなんですけれども、白線以外の部分も全て含めた中で調査、検討やと思うんですけれども、例えば、白線だけにかかわるのであれば、ある一定の距離数の白線を引くというような形の予算計上の仕方を検討すべきなのかなという気がします。

通常でしたら、行政としましては、大体夏、秋に次年度のやるべき事業を積み上げていくわけですね。それで予算化して翌年にやるというのが通常の流れでございますので、当然、夏にやられましたその点検内容というのは、基本的には翌年に行われるというのが普通でございます。あらかじめ予算計上している部分、例えば安全ミラーですとか、そういう部分につきましては、その時点で補正予算を組まなくて、当初予算の中で消化できるものは随時やっていくという作業になるんですけれども、その辺は臨機応変にやっていかないといけないと思います。危険箇所の危険度の割合です。多分それが物すごい危険があるという部分については、私は補正予算を組んででもやるべきことかなと思いますけれども、白線にかかわっては、先ほど申し上げましたやり方もやっていける可能性はあるのかなという思いがしております。やはりできるだけ早くという思いがあるのやろうと思いますけれども、工夫する余地はあるのかなという思いでおります。

安全に対する部分というのは、先ほど気になる言葉があつて、地域による格差があるので

はないかなというご発言がございました。もしありましたら、後ほどで結構でございますので、具体的にお聞かせいただけたらと思います。地域的な格差というのは、私はあつてはいけないというように理解しております。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 本当に前向きなお答えをありがとうございます。本当に私も市長と同じように、地域的格差があつてはいけないという思いで今回質問させていただきました。緊急性を帯びるものはそうした会議にもかけないで、そうした年1回の会議を待つのではなくて、すぐに処置していただくように強く求めて質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

増田副議長 これで吉村優子君の発言を終結いたします。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田副議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定をいたしました。

なお、明日21日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集をお願い申し上げます。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後3時45分